

# 第127回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和8年6月16日(火曜日)

|               |     |           |     |           |
|---------------|-----|-----------|-----|-----------|
| 出席議員<br>(14名) | 1番  | 重 田 直 人   | 2番  | 野 村 尚 史   |
|               | 3番  | 田 村 栄 子   | 4番  | 山 本 康 則   |
|               | 5番  | 森 脇 裕 和   | 6番  | 高 見 寛 治   |
|               | 7番  | 大 内 将 広   | 8番  | 千 種 和 英   |
|               | 9番  | 小 林 裕 和   | 10番 | 廣 利 一 志   |
|               | 11番 | 金 谷 英 志   | 12番 | 山 本 幹 雄   |
|               | 13番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 14番 | 加 古 原 瑞 樹 |
| 欠席議員<br>(名)   |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
| 遅刻議員<br>(名)   |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
| 早退議員<br>(名)   |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |
|               |     |           |     |           |

|                             |             |         |           |           |
|-----------------------------|-------------|---------|-----------|-----------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議会事務局長      | 東 口 和 弘 | 書 記       | 垣 内 克 巳   |
|                             | 書 記         | 清 水 敏 幸 |           |           |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(20名) | 町 長         | 江 見 秀 樹 | 副 町 長     | 森 下 守     |
|                             | 教 育 長       | 大 森 一 繁 | 総 務 課 長   | 笹 谷 一 博   |
|                             | 情報政策課長      | 時 政 典 孝 | 企画防災課長    | 大 下 順 世   |
|                             | 税 務 課 長     | 大 上 崇   | 住 民 課 長   | 福 岡 真 一 郎 |
|                             | 健康福祉課長      | 間 嶋 節 夫 | 高年介護課長    | 山 崎 二 郎   |
|                             | 農林振興課長      | 井 土 達 也 | 商工観光課長    | 諏 訪 弘     |
|                             | 建 設 課 長     | 平 井 誠 悟 | 上下水道課長    | 山 西 宏 明   |
|                             | 上月支所長       | 大 上 千 佳 | 南 光 支 所 長 | 豊 岡 敏 弘   |
|                             | 三日月支所長      | 稲 田 俊 美 | 会 計 課 長   | 高 見 浩 樹   |
|                             | 教 育 課 長     | 三 浦 秀 忠 | 生涯学習課長    | 寺 本 保 彦   |
|                             |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
| 欠 席 者<br>(名)                |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
| 遅 刻 者<br>(名)                |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
| 早 退 者<br>(名)                |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
|                             |             |         |           |           |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |         |           |           |

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1．一般質問

---

午前 10 時 00 分 開議

議長（加古原瑞樹君） おはようございます。

議員の皆様、また、当局の皆様には、おそろいで、出席を賜り、御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴していただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

---

### 日程第 1．一般質問

議長（加古原瑞樹君） 日程第 1 は、一般質問であります。

8 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、6 番、高見寛治議員の発言を許可します。高見寛治議員。

〔6 番 高見寛治君 登壇〕

6 番（高見寛治君） おはようございます。議席番号 6 番、高見寛治でございます。

私の今回の一般質問は 1 点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

この席からは、佐用町自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）の状況について質問をさせていただき、再質問については、所定の席からさせていただきます。

令和 4 年 3 月策定の佐用町第 2 次総合計画後期基本計画、令和 4 年から 8 年度の第 5 節、佐用に住みたい環境を創造するの 6．高度情報通信網の整備の施策の方針の中で、国における自治体 DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組により、住民と自治体間のコミュニケーションの仕組みが見直されようとしており、観光や防災、福祉分野などに活用できる情報通信システムの活用や、公衆無線 LAN 環境（Wi-Fi アクセスポイント、Wi-Fi ステーション）のさらなる充実を目指すとともに、行政事務の簡素化のため、個人情報情報の漏洩を防ぐ安全確保の対策を考慮した行政手続きの情報化を進めます。とされ、主要施策と概要の中では、高度情報通信基盤の効率的な維持管理を行い、情報化社会の動向を注視しながら、住民サービスの多様化・高度化を視野に入れた機器更新を行うなど、情報環境整備を進め、あわせて、社会が求めている情報化による住民の利便性の向上のため、デジタル化を推進する必要があるとあり、観光、防災、福祉などに活用できる情報化を進めます。としてあります。

また、令和 5 年 12 月の第 114 回定例会の一般質問で「佐用町自治体 DX の状況について」質問し、答弁をいただいております。その答弁の中で、「改革の実現には市区町村の役割が極めて重要である」と示され、国と自治体等の連携・協力による取組がスタートした。とありました。

現在まで、約 2 年半が経過しております。佐用町において、地域の特性に合った自治体

DX の取り組みの状況についてお尋ねします。

- 1、今までの自治体 DX の実績及び進捗状況について。
  - 2、今後の自治体 DX の計画及び事業内容・方針等について。
- 以上、よろしくお願いをいたします。

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、皆様、改めまして、おはようございます。

4 月の町議会議員選挙以降の初めての一般質問という形になります。今回、8 名の議員の皆様から質問をいただいております。それぞれ真摯にお答えをしてみたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、高見議員からのご質問でございます、佐用町の自治体 DX の状況について、お答えさせていただきます。

まず、1 つ目の今までの自治体 DX の実績および進捗状況についてということでございますが、佐用町においては、令和 4 年 4 月に情報政策課を新設し、CIO 補佐官の任用、そして、神戸市、兵庫県と連携して、デジタル改革を進めてまいりましたので、順次、ご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、町民サービス向上ということを主目的とした事業でございますが、コンビニエンスストアなどで住民票や印鑑証明証などが発行できます、「コンビニ交付サービス」が利用できるようになったわけですが、この同じようなサービスのできる行政キオスク端末を庁舎内にも令和 5 年 2 月から導入をさせていただいたところでございます。また、この端末では、令和 8 年度からキャッシュレス決済も利用できるようになってございます。

また、窓口におけるキャッシュレス決済につきましては、令和 7 年度末に、住民課・税務課にクレジットカードや電子マネーの読み取り端末を導入し、証明書発行の手数料を中心に運用を開始しているところでございます。

町民のデジタル利用促進としましては、スマートフォンなどのデジタル機器に慣れていたいただくための情報格差対策としまして、スマホ講習会を兵庫県、あるいは、携帯通信事業者との連携によって、令和 5 年度から継続的に実施をさせていただいております。

特にスマートフォンを用いたキャッシュレス決済は、高齢者の皆様にとって利用のハードルが高く、県のはばたんペイ事業では、高齢者の利用が少ないということが取りざたされておったところでございます。本町では、こういったことを、少しでも支援していきたいということで、はばたんペイの第 5 弾の申込みの際には、高齢者向けの専用教室を独自に開催して、約 30 名の方にご参加をいただきました。

続いて、業務改善の主目的とした取組でございますけれども、職員の勤務管理、それから、事業の決裁を電子化いたしまして、ペーパーレスに努めるとともに、文書の保管年限による書類の管理、これを省力化いたしております。

令和 6 年度には、業務で使用するパソコンの更新で、スリムノート型の無線 LAN 接続が可能なパソコンを導入して、この議会ですとか、また、会議などで共有する書類を、印刷せずにパソコン上で閲覧できるようにさせていただいております。

また、今年度は、庁舎内に多数のプリンターのトナーやドラムなどのメンテナンスの手間、また、経費の削減を目的といたしまして、書類の印刷をプリンター専用機からコピーなどの複合機へ移行して効率化を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、令和 3 年から、国の方針で進められております自治体情報システムの標準化・共

通化ですけれども、この基幹系と呼ばれる住民の皆さんの大切な情報を扱うシステムを全国統一したデータベースに整えるもので、令和7年度末の実施目標ということ、佐用町は達成をし、今年4月から新システムにて業務を開始いたしております。これにより、セキュリティが大幅に向上し、他市町の情報と連携した行政手続のオンライン化が推進をされます。

また、公開型 GIS 地理情報システムを令和7年度に導入をいたしまして、簡易な地番図や道路台帳、上下水道の管路、加えてハザードマップや消火栓などの位置などがインターネットで閲覧できるようになりました。このシステムによりまして、住民の皆さんが役場に行かなくても、地理空間情報を得ることができるようになって、また、役場窓口の業務負担も軽減をされるということでもあります。

これらの導入ですとか、自治体がセキュリティ上使いやすい生成 AI の導入など、新たなデジタル基盤の整備を進めておりますが、生成 AI の利用では、今年度4月単月に役場全体で約 880 時間の業務削減効果が上がったということが、解析ツールによりますと、そういう診断が出ておる状況でございます。

また、行政の保有する公共データ、例えば、町内の産業の従事者数や医療施設情報などを、誰もが自由に利用できる形で公開するオープンデータの推進についてでございますが、佐用町では、令和7年度に国が推奨するデータセットの公開を完了して、また、独自のデータもつけ加えて、継続して拡充をしまいたいと考えております。

次に、2つ目のご質問でございます今後の自治体 DX の計画及び事業内容、方針について、お答えをさせていただきます。

佐用町の DX 推進の基本理念には、行政事務の見直しと利用者中心のサービスの向上、そして、データ利活用社会の実現、円滑な ICT 活用環境の整備がございます。

この理念に基づきまして、令和8年度以降の主要事業といたしましては、「書かない窓口システム」の導入、上水道給水管台帳のデジタル化、職員が開発をするツールによる業務改善を全庁展開していくこと、庁内情報基盤の計画的な更新、そして、デジタル活動委員制度の推進、また、高齢者・児童生徒向けの情報格差対策、AI や業務を自動化する新技術の活用などを予定いたしております。

佐用町のデジタルトランスフォーメーションの推進に当たりましては、「優しいデジタル化」ということを目指して、高齢者層への対応を念頭に置きながら、窓口業務がデジタル化しても、職員が丁寧に説明をさせていただくという姿勢は堅持をしたいというふうに考えております。また、手続きのご案内については、広報紙や防災無線による周知、また、ダイレクトメールでの通知は、これからも残してまいりたいというふうに考えております。

推進体制としましては、各課から、デジタル活動委員を選出して、DX 推進への課題を拾い上げ、人口減少社会にあっても役場の機能が果たせるよう、「書かない窓口」「行かない窓口」ということをキーワードに、庁舎が一体となって進めてまいりたいと考えております。

令和5年12月から2年半が経過をいたしまして、佐用町のデジタルトランスフォーメーションは、「スタートしたばかり」という状況から「着実な進展段階」へと移行しているというふうに考えております。今後も、住民の皆様に寄り添った、また、佐用町の現状・規模・地域特性に合ったデジタル社会の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず、今までの自治体 DX の実績および推進状況についてですが、よく考えて推進をしておられる。進捗も進んでいるということなのですが、まず、第 114 回の定例会の答弁を参考に再質問のほうさせていただきたいと思います。

今の町長答弁と重複する内容があるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いをします。

第 2 次総合計画後期基本計画は、令和 4 年から 8 年度までの計画でありますので、今年度が最終年度となります。主要施策などはしっかり取り組まれているのではないかと思います。

通告書にも書いておりますが、第 114 回定例会で私が一般質問をしました、佐用町自治体 DX の状況について、答弁の中で、令和 2 年 12 月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定をされ、自治体 DX の重点取り組み事項を具体化した自治体 DX 推進計画が策定をされております。

その計画のビジョンは、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」が掲げられ、改革の実現には市区町村の役割は極めて重要であると示され、国と地方自治体等の連携協力による取組がスタートしております。

本町でも、国が定めた重点事項を基本に、より豊かで便利な住民生活の実現に向けて、取組を進めるとされていまして。

まず、体制整備として、答弁の中にもありましたが、令和 4 年 4 月に情報政策課が設置されました。職員 1 名を専門的な知識を得るため、神戸市デジタル戦略部に 1 年間ではありますが、派遣をされ、先進の取組、事業の推進や運営などを習得されています。

また、5 月には職員の人事育成と DX の推進役として、最高情報統括責任者補佐官、CIO 補佐官 1 名を任用されています。

6 月には施策の決定推進、進捗管理等を掌握する機関として、佐用町自治体 DX 推進本部を設置され、そして、その具体的な施策を検討するため、ワーキングチームを設置をされています。

ここで伺いますが、DX の推進本部ワーキングチームの活動は、どのような状況だったのでしょうか。教えてください。

そして、簡単でよろしいんですが、代表的な施策や事業はどういうものがあつたのか、教えてください。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本部会議のほうでございますけれども、定例的に会議は行っておりませんが、毎月、月初めに開催します課長会の後に時間があれば、その都度設けておりまして、毎年約 1 回ずつ開催しております。

会議の内容ですけれども、内容、会議の中では、主に DX 推進に関わる基本方針というのを佐用町は持っておりますけれども、その内容が国の推進に合わせて変えるべきことがあつた時に、会議を開きまして、佐用町の方針を変えるでありますとか、5 年もたつてまいりますと、世の中のいろんな事情変わってまいりますので、それに合わせて方針を変え

るといったような、佐用町全体に関わる DX の推進に関して、本部会議を開いております。

続きまして、ワーキンググループのほうですけれども、これまでは、窓口の業務を改善するワーキングチーム。それから、その後ですね、窓口の業務を受け取った後に、業務の中でどういうふうな処理をしていくか。システムの中にどういうふうに情報取り込んでいくのかっていうような業務がございますけれども、それを、どういうふうに改善して、業務効率を上げていくかというようなことを主眼を置いたワーキングチーム2つをつくって推進してまいりました。

その中で、まずは、佐用町が取り組んでおりますキントーンというツールを使っておりますけれども、その使い方の講習であったりとか、それから、それぞれの窓口の業務において、どういったことを改善していくべきなのかを、それぞれの課でまとめて、こちらでまとめたりしまして、今行っておりますデジタル化に関して、それぞれの課に私たちが手を出して、一つ一つ進めているといったような状況になっております。

今、申しましたワーキングチームは昨年度で閉じました。

これからは、いよいよ進める段階になってまいりましたので、デジタル活動委員という名前を変えまして、課に1名ずつ、その役を担うものを設けてまして、これから取り組んでいきますけれども、その内容としましては、まずは、課の中のシステムを、少し私たちが持っている権限を渡しまして、例えば、プリンターの設定であるとか、ちょっとしたパソコンのトラブルであるとか、そういったことをデジタル推進委員に担っていただくかなというふうに考えています。

今まで、それを、私たちの情報推進室でやってたんですけれども、昔と違いまして、システムが統合化されておりますので、何かプリンターをつなげるとか、それから、ちょっとしたトラブルにシステム的な環境設定なんかをする場合にはパスワードが必要になってきてまして、その業務の時間が、大分、増えてきております。私たちが、推進室が担う業務が、それをちょっと分散していこうかなというふうに考えております。

これは1つメリットがございまして、そうして分散させることで、その業務を担った活動委員は、ある程度、このデジタル化といいますか、パソコンのことに詳しくなっておりますので、人事異動があつて私たちの室に入った場合にも、そのあたりが基礎的な知識としてありますと、その場ですぐ活用できるというようなメリットもあるというふうに考えています。

そういったことで、デジタル活動委員という形を設けて、これから推進していきたいというふうになっていきます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）          高見寛治議員。

6 番（高見寛治君）          令和8年度から、新しい委員を決めて、各課で対応していくということなんで、それは社会情勢の動きでもありまじょうし、そのほうがより、効率的なものであるのなら、そういうふうな格好で進めていただければと思います。

そういうふうに活動員を置かれた時に、スキルアップですね、職員全体のスキルアップもそうでしょうけど、そういう活動委員さんのスキルアップも、必ず必要になってこようかなと思うんですけれども、CIO 補佐官が講師になって、令和5年の時ですけれども、研修も実施したというのはありました。

その研修状況なんですけど、何か計画はされていらっしゃいますか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） これまでも申しましたように、幾つかの研修を設けまして、先ほど申しましたワーキングチームに限らず、職員全体にも研修を設けてきました。例えば、セキュリティに関するセキュリティ方針ですね、こういったことをするとウイルスにやられてしまいますよとか。メールの出し方はこういうふうにしましょうとか、それから AI に関しても、こういった扱いに注意していきましょうというようなことで、研修をしてまいりましたけれども、これからも、そういったことは継続していきたいというふうに考えています。

ただ、研修をするとなると、職員を集めて 1 時間、2 時間、時間をとりますので、それは業務効率を下げてしまうことになりかねませんので、ちょっと、形を変えたことも考えております。

といいますのが、こういった時勢ですので、デジタルの技術を活用するんですけれども、例えば、研修の内容をビデオに撮っておいて、講師がしゃべる内をビデオ撮っておいて、それを職員が時間のある時に見てもらうという形であれば、わざわざ課の中から、2、3 名来てくださってという形で来てもらったものを、全庁的に展開できるということでありますとか、それから、もちろん具体的な専門的なことに関しましては、私たちだけじゃなくて、外部からの講師を呼んで、そういった方に研修をしていただくというようなことで考えています。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） いろいろな方法を考えて、やっていただければと思います。

スキルアップっていうのは、必ずこれから先必要になってこようかと思いますので、十分、そういうふうな取組を行っていただきたいと思います。

具体的な取組といたしまして、令和 7 年度末までの実施目標が定められておりました自治体情報システムの標準化共通化の取組っていうのは、答弁の中でもありましたように、予定どおり終了しました。達成できましたということですが、この自治体情報システムの標準化共通化の取組っていうのが、ちょっと、漠然とした内容なので、もう少し具体的に説明していただければと思うんですが、お願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、回答させていただきます。

この標準化のほうに、まず、お話をさせていただきたいんですけれども、標準化という言葉が示すように、各自治体が、これまで取りまとめてきた住民の情報、例えば、住所、氏名、年齢といったような戸籍に関わる情報も含めたこと、それから、税情報、それから、福祉に関わる情報、介護に係る情報、こういった大切な町が預かってる情報というのは、その町が委託している会社、ベンダーといいますけれども、システムの請負会社ベンダー

によって、データの形が異なっていました。しかも、その町それぞれで、いろんなサービスがございますので、それに応じたサービスをしておりますので、入ってきてるベンダーそれぞれがその町独自のシステムをつくっているというのが、これまでの状況でした。

それをつなぐ、例えば、転居とかってということがありますと、ほかの自治体と情報連携してデータをやり取りしないといけないんですけれども、そのデータが各市町バラバラですと、それを、ちゃんとまとめる形のシステムが、また必要でして、それが、大分、複雑になってきておりました。それにかかる経費というのが、国全体で大きく関わってきているということから、国のほうが、そういった各市町で取りまとめている基本的な情報を標準化して、どこの市町からも扱いやすい形にしようということが打ち出されまして、それが、令和7年度期限で、それぞれの市町で実施してくださいということで、佐用町の場合は、ギリギリ3月末までに実施することができました。

ちょっと、ギリギリになったのは、今回1月に行われた国政選挙の影響がありまして、その時期にちょっと移行しようと思ってましたもんですから、それで、ちょっと遅れたっていうのがあったんですけれども、何とか完了しました。

佐用町は、何とか7年度末までに実施できたんですけれども、ほかの市町に関しましては、まだ、できてないところが多数ございます。佐用町が7年度末までに完了できたというのは、日立システムズというところに、私たち委託しておりますけれども、ほとんどのシステムが日立システムズのシステムになってます。ほかの市町に関しましては、例えば、介護はほかの NEC だったり、それから、福祉は富士通だったりっていう具合に、ベンダーが、それぞれのサービスによって違っているというところに関しては、やっぱり、それぞれのベンダー同士のやり取りもありますので、昨年度末で終わってないという状況がございました。

といったような状況で、佐用町は何とか終わることができたということは、皆さんにお伝えしておきたいと思います。

ですけれども、まだ、これから課題は残っておりまして、と言いますのが、今、ガバメントクラウドっていうので、国が定めた、このクラウドサービスのところにデータを置いて、セキュリティを保ちましょうといったところがあるんですけれども、佐用町も、そのガバメントクラウドにデータを置くようにしております。それで、セキュリティ保てるようになってるんですけれども、この利用料がだいぶ上がってきておりますので、この削減に関しては、これから佐用町が抱える問題として取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）          高見寛治議員。

6 番（高見寛治君）          情報が各市町、同じように扱えるということなんだろうと思われ  
ます。

資機材についても、割と専門的であったり、それだけの福祉や税、戸籍なんかの情報をまとめる。全国と同じようなものにするということのも必要だったと思うんです。

資機材導入のための国の財政支援とか、それから、初期費用や更新費用に対しての支援のほうは、これからもあるんでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

標準化に対するシステム更新の費用に関しましては、国が方針を出しまして、全国の市町に指示を出したものですから、これ 100%、国からの補助を受けて事業を実施できました。

ガバメントクラウドの利用に関しまして、これも国が方針を打ち出しましてやりましたものですから、昨年度については、全額補助が出ております。

今年度も、ほぼ全額補助が出る予定なんですけれども、各市町の状況によっては、半額補助とかいうようなことになってまいるかもしれませんけれども、そうすると、佐用町の負担が出てまいりますから、先ほど、申しました、ガバメントクラウドの利用に関する利用料をなるべく減らすような方策が必要かなというふうに考えています。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 今後の新しい事業や、それに伴う機器の導入なんかも、あるのじゃないかなと思われます。ただ、そういうふうに、国の補助があるのであれば、それを上手に使っていただいて、年次計画、財政計画をしっかりと立てていただいて、取り組んでいたくのも必要になるかと思えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

令和 5 年の答弁では、進捗状況については、スタートしたばかりなのでという答弁だったんですが、今、町長答弁の中でもありました、いろんな事業が進捗しております。その中で少し聞かせていただきますが、一番最初に言われました、コンビニ交付サービスですね、これによって、具体的に、その窓口対応が軽減されたのか。それと、多分、マイナンバーカードというのは、必ず必要になってこようかと思うんですが、その保持率というんですかね、所有率というんですかね、そういうのはどういうふうになっていますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） はい、お答えいたします。

まず、最初の具体的に窓口の対応で効果があったかということですが、まず、コンビニ交付の件数でございますが、令和 5 年の 2 月から始まりまして、翌年の令和 5 年度では、コンビニの交付率というのが全体の中で言いますと 19.1%でした。それが、令和 7 年度、昨年度では、全体で言いますと、コンビニ交付率が 26.3%まで上昇しております。大勢の方がコンビニ交付を利用いただいていると感じております。

その中で、窓口のほうの負担軽減といいますか、形ですけれども、まず、それまで、住民課と税務課のほうでは、平日窓口業務を午後 6 時まで延長しまして、各種証明書の発行の事務をしておりました。それが、コンビニ交付が始まりまして、約 1 年後の令和 6 年 3 月 31 日をもって、延長窓口業務を終了しております。こちらのほう、職員のほうが時間をずらして出勤し、午後 6 時まで対応しておったのがなくなったということで、職員のほうとしましては、非常に負担が減ったということになってございます。

また、次のマイナンバーカードの所有率でございますけれども、ちょっと前まで、マイ

ナンバーカードの交付数、交付枚数という形でお知らせしておりました。ところが、こちらのマイナンバーカードが、平成 28 年の 1 月から交付開始しておりまして、年数がたちまして、この交付枚数というのは、今までに交付しました累計の枚数になっております。これが佐用町で言いますと、もう、既に、今現在の人口を超えておりまして、交付率という形でいうと 100%を超えている形になっております。そういう状況が増えてきておりますので、国のほうでも、数年前から交付枚数ではなく、保有枚数という形で合計の値を表示しております。

保有枚数といいますのは、交付した枚数から死亡とか有効期限切れなどで廃止された枚数を除いたものになってございます。より今現在の状況に近いという数字ですけれども、これによりますと、総務省のホームページで確認しましたところ、令和 8 年 5 月末現在、佐用町での保有率は、82.7%となつてございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 窓口対応するのが、延長窓口も終了したと。それと、コンビニによりまして、開庁時間じゃなくても、その証明書が取れるということで、コンビニ交付サービスっていうのは、いい DX サービスになってるんじゃないかなというふうな気がします。マイナンバーカードにつきましては、保有率というんですかね、82.7%、これも、これからマイナンバーカードを使った、こういう DX が進んでくれば、もう少し伸びてくるんじゃないかなという気もします。マイナンバーカード、月に 1 回ですかね、マイナンバーカードを申請するための開庁も設けられておるんですが、そこを利用される方なんかはどうなってるんでしょう。もし、分かれば。

〔住民課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 福岡住民課長。

住民課長（福岡真一郎君） 失礼いたします。

マイナンバーカードの手続きのための日常開庁の状況でございますが、平日に来られない方のために、令和 3 年の 4 月から開始しております。

これまでに全部で 72 回実施しておりまして、累計で 2,400 名余りの方が来庁していただいております。

令和 7 年度につきましては、467 名、令和 8 年度は、今回、4 月、5 月、6 月、3 回実施しまして、85 人が来庁しております。これは、毎月、第 2 日曜日、午前 9 時から午後 3 時まで、マイナンバーに関する手続きのみということになっておりますが、平日、来られない方、ご利用いただけたらと思っております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

そうやって、利用者がいらっしゃるのであれば、もう少し、続けていただけたら、日曜日にしか来れない方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その次にですが、デジタルデバйд対策、情報格差というんですかね、いろんなことがスマートフォンを使ってできるようになってきています。その対応として、令和5年度から、スマホの講習会やスマホ相談会の開催をされておられます。本日も、多分、三日月地域交流センターのほうで開催があるのかなと思っておるんですが、その利用の状況は、どのようなになっているんでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、お答えさせていただきます。

スマホ教室のことなんですけれども、令和5年度から実施しているわけなんですけれども、去年は、大分、その認知度が高まったからか、年間で400名を超える方がご参加いただけてます。月に直すと30数名なろうかとは思いますが、月2回、どこかの支所で、まあ、佐用町の本庁も含めまして開催しておりますけれども、それで言いますと、大体約1回について20名ぐらい、ご予約いただけてということになりますので、そういった形になっておりますけれども、令和なので、6年度から比べると2倍に増えております。大分、私たちが、その防災無線やなんか使ったりして、お知らせする以上に、口伝の効果もあるのかなというふうに思います。なので、ぜひこれからも、このスマホ教室を利用していただけて、スマートフォンに慣れていただくと、使い方をご理解いただけるようになってくれば、よりDXが進んでくるかなと思いますので、これも、また、ずっと進めていきたいと思っています。

今、NTTと近畿テレコムに、ご協力いただいて、実施しておりますけれども、今年からは、ソフトバンクにもご協力いただきまして、実施しております。各社事情ございまして、去年は、毎月開催するのは、NTTと近畿テレコムだったんですけども、それが各月になってまいりましたので、ソフトバンクのほうのサービスのほうも提供させていただいておりまして、毎月実施というのを考えております。

加えて、佐用町独自に、私たちが出向いて、こういった教室を開きたいということで、例えば、自治会単位でお声掛けいただければ、何か自治会の寄り合いに、私たちが行って、相談会とか、それからスマホの使い方とか、そういったことのお知らせ、周知していけたらなというふうには考えています。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6番（高見寛治君） このスマートフォンというのは、本当にいろんなことに、活用、今、されるようになってきております。私も一度利用させていただきましたが、ものすごく丁寧に指導いうのかな、教えていただきました。ものすごい親切に教えていただきました。

ひょっとしたら、関係するかも知れんですけど、キャッシュレス決済っていうのが、7年度の窓口、それから、8年度からも導入をされているということなんですけど、これも、そのスマートフォンとかを使ったようなことで、そのキャッシュレス決済っていうのができるようになっているんですかね。そのへん、ちょっと、説明をお願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、キャッシュレスということですが、昨年度事業で整備しまして、今年度から、この4月から、住民課と税務課の窓口に限られてますけれども、試行的に始めております。

ご利用いただけるサービスというのは、ほぼ今、世の中にある電子決済のものは使えるようになっておりますので、ご利用いただければ大変助かります。

もちろん、使い方やなんかは、言っていただければ、職員のほうが、こういうふうにしてくださいねっていうことで使うことができると思いますので、そういった場面を通じて、こういうふうに電子決済使えるんだというふうなことで、慣れていただくためにも、住民の皆さんには、ぜひ窓口をご利用いただいて、使い方を、そこで覚えていただくというのも手かなというふうに思います。

これが浸透して、佐用町の皆さんにとって便利だということであれば、全庁的に実施して、それぞれの公金の扱いが電子決済でできるようにしたいというふうに考えております以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） はい、それこそ、DX の進化版みたいな格好で、次々、そういうふうな格好になっていけばいいかなというふうに思います。

次にですが、町長答弁中にありました、公開型 GIS 地理情報システムっていうのを、7 年度から導入をしているということでした。いろんな、その佐用町の地形なんかを、多分、使って、いろんなものが役場に來ないで見れるっていうふうなことだろうと思うんですが、もう少し具体的にお願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

まず、公開型 GIS なんですけども、GIS というのは Geographic（ジオグラフィック）Information（インフォメーション）System（システム）と言いまして、Geographic（ジオグラフィック）は、地理的な、Information 情報の System で GIS という言葉がございます。

佐用町が導入しました GIS というものは、まず統合型 GIS というふうに、私たち呼んでおりますけれども、これは庁舎内で扱える地理的情報システムで、この中には個人情報を含めた佐用町で保持していかないといけない情報もありますので、これ全ては公開できませんので、システムの中で私たちが業務上使っているシステムがございます。

一方で、町民の皆さんがご利用いただけるものとして、言っておりますが公開型 GIS ということで、使い分けをするために公開型という名前をつけているんですけれども、これ

によりますと、先ほど議員おっしゃったような、例えば、地番ですね、これは簡易なものになりますけども、正確なものは法務局へ行って取っていただかないといけませんけれども、地番と、それから区画の線が入ったものをインターネットでご自宅から見れるようになっておりますので、うちの田んぼ、どうなんだろうなというふうなことで、ちょっと、聞きたいなということに、今まででしたら、佐用町の役場に来て、税務課とか農林振興課とか行って尋ねたものが、自宅である程度のものを見るようになっておりますので、大変、便利になっていると思います。

ほかにも、消防水利のものもありますので、例えば、消防団が、全然、若い消防団が行ったことないところに消火活動で行った時に、どこから水利取るかっていうようなことの時に、そういう、ちょっと、バタバタしてるのに、どこまで利用できるか分かりませんけれども、それを開いていただければ、ここに防火水槽があるんだということで、すぐにそういった対応できるといったようなものもございますし、また、ハザードマップも載っておりますので、お住まいの地区のハザードマップで、自分が浸水区域にあるのか。それから、防災上どういうふうなことに気をつけたらいいのかというふうなことも見るようになっていきます。

そういったことを、皆さんに知っていただくということで、ちょっと、取り組んだことがございまして、この佐用町のホタルマップというのを、今回、試しにつくっています。あまり公にしますと、ホタルのことで、町外からお客さんが多く訪れて、住民の皆さんに迷惑が出るということがありますので、本当に、小さな範囲にとどめて、学校の小学校の子供たちにホタルを見ていただきたいという思いもありましたので、そういった方からの情報を集めて、ホタルマップというのをつくっています。そういったキーワードで開いていただいたら、今も見れるようになっているので、見ていただきたい。

それから、小学校の皆さんに、社会科の授業で利用していただけるように、それぞれの町にある、地区にある、文化財とか、史跡をまとめた、そういった GIS も置いております。それを見ますと、その史跡があるところにポイントがありますので、そこをクリックしていただいたら、そこに関する写真であるとか、それから、それに関する記事が出てますので、社会科の授業に利用していただけるとともに、歴史のことに詳しい方にとってはですね、なかなか、今まで知らなかったようなことも書いてございますので、大変、楽しめるようになっていくんじゃないかなと思います。そういったことで、佐用町の歴史を、町民の皆さん知ってもらう。いろんな歴史があるということを知ってもらおうということで、町民の皆さんの、何て言いますか、心のいろんな充実感というものを味わっていただければなというふうに考えています。

そういったものを通じて、GIS に慣れていただいて、ほかにも、そういった防災に使えるんだということで、いろんな面で使っていただきたいというふうなことで、ご利用いただければと思います。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）          高見寛治議員。

6 番（高見寛治君）          いろいろな使い方があるということで、すみませんが、それを見るには、見るには、どこで見ればいいんですか。すみません。初歩的なことでお願いします。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） すみません。

先ほど、ちゃんと説明すればよかったんですけども、これを見るには、スマートフォンであったり、パソコンから検索でブラウザを開いていただいて、Googleとか、それから、Edge（エッジ）とかいうようなブラウザを開いていただいて、検索のキーワードで「佐用町」それから「マップ」ということで開いてもよろしいですし、佐用町のホームページを開いた下のほうに、バナーといいまして、1つクリックするボタンがありますので、そこを開いていただいたら、佐用マップというのが、おさよんのかわいいロゴをあしらったところでボタンがありますので、それを開いていただければ見ることができます。

それぞれ、その防災のことが開きたい時には、その防災のボタンを押せばいいし、いろんな、先ほど言いました地番のところボタン押せば地番が出るしといったようなことで見れるようになっておりますので、お試しいただければと思います。

もし、分かりにくければ、情報政策課を尋ねてください。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 佐用町のホームページから、そういうふうなのが簡単に見れるということであれば、これからたくさん見ていただける方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

次にですが、ライフライン関係の長寿命化で、上水道の漏水調査っていうのを、衛星写真で箇所を特定して補修する取組があるというのを、以前、説明を受けたことがあります。その成果について、どのようになっているのでしょうか。説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山西上下水道課長。

上下水道課長（山西宏明君） 失礼いたします。

ご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

人工衛星を活用しました広域漏水調査事業は、人工衛星データという新しいデジタル技術を活用した広域のデータの収集・分析・活用という点で、自治体 DX に該当するものと考えられます。

兵庫県が国庫補助事業で主導しまして、県下の約3分の2の市町村が参加する広域的な取組でございまして、衛星調査の再度実施が補助の条件となっておりますけれども、初回調査後の精度検証や、より正確な漏水箇所の把握を目的として実施されております。

費用におきましては、6年度の実績ですけれども266万7,000円に対しまして、国庫補助事業の方が114万3,000円と節減をされております。実際に事業費の半分が国庫補助事業という形になっております。

実際、この衛星調査で約122か所の漏水可能性の箇所を特定いたしまして、令和7年度に詳細調査といいまして、音による調査のほうを実施いたしました。それで、予算のほうは、それなりに金額計上させていただいたんですけども、実際、その予算の5分の1以下の費用で実施しまして、判明しました漏水箇所につきましては、本管なり給水管、それ

から宅内配管なんですけれども、修繕のほうは完了いたしております。

調査結果に基づきまして、水道管の布設工事を見直しまして、今後の漏水地域を優先的に更新布設替えを行う予定です。

それと、先ほど申し上げましたが、再度の調査のほうが必要となっておりますので、それは、来年度を予定しておりまして、県のほうが主導で実施されます。

このように、複数年にわたりまして、衛星調査と詳細調査を組み合わせることによって、効果的で、計画的な水道管の更新事業を推進することができるようになりました。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 上下水道関係のライフラインの長寿命化というのは、これから大切なことになってこようかと思います。それは省力化で経費も安くできればっていうことが分かっているのであれば、積極的に取り組んでいただいて、そういうふうな長寿命化、取り組んでいただけたらと思っております。

次に、前回の質問の中での福祉の介護保険事業関連で、第9回佐用町介護保険事業計画、これは、令和6年から8年度の計画らしいんですが、その中で、介護職員等の業務負担を軽減し、介護サービスの質を確保するために、ICT 機器等の導入による事業所間の連携促進などを審議中でありますと答弁がありましたが、その後、どういうふうになったでしょうか。お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えいたします。

令和5年の12月議会において、第9期介護保険事業計画の中で、DXの取組を充実、今、議員からお話のありましたDXの取組を充実させていきたいと申し上げました。

そして、その9期期間中の令和8年4月、今年度4月から国の施策としまして、介護情報基盤を活用した情報共有が始まりました。

介護情報基盤とは、利用者本人の同意に基づきまして、医療機関、介護事業所、自治体間で必要な情報を安全に共有する仕組みとなっております。

佐用町におきましては、今年度、この仕組みに接続するために必要なシステム改修を行う予定となっております。介護情報基盤は、医療介護現場と行政との連携をデジタルで支えて、住民サービスの向上を図っていくものとなっております。

佐用町におきましては、令和10年度に、この介護情報基盤の運用開始を目指しております。以上となっております。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 総合計画の中にもありました福祉に関する、そのDXの取組である

うかと思えます。運用開始が令和 10 年度という回答でしたが、それに向けての準備をしっかりとさせていただいて、いい事業ができればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう、今お聞きした中でも、もう多くの DX が取り組まれております。今後も、その事業に対して、フォローアップをしっかりとさせていただいて、よりよい DX の取組をしていただければと思います。

次の 2 番の今後の事業方針等なんですが、答弁の中でありました、書かない窓口の導入というのは、今年度、計画をされておると思うんですが、それについて、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、お答えさせていただきます。

書かない窓口というふうに、私たち申しておりますけれども、もちろん、言葉のとおりでございます、これまででしたら、役場にお越しになられた町民の方が、何か申請をしようとする、自分の名前から、住所から、全て書いておりましたけれども、あらかじめ、もう既にわかっている、個人情報というのは、マイナンバーカードの推進に、その目的があったと思うんですけれども、そのカードをかざせば、その名前、住所、性別、それから年齢といった 4 情報と言いますけれども、これについては、もう既に書かれたものをお客様に差し出して、必要な事項を、選択事項やなんかは、その方に書いていただく。必要な署名は自筆で書いていただくというような帳票に、これから変えていきまして、なるべく皆さんが窓口で書かなくても済むような窓口の推進を考えています。

具体的には、今年度、そのカードの読み取り機ですね、それを、住民課、税務課、健康福祉課、それから高齢介護課に設置しまして、それぞれ窓口にあります申請書を、読み取り機に合わせた書面に変えていこうというふうに考えています。

もう既に、今年度事業ですので、入札は終わりました、7 月には導入し、早ければ、8 月、9 月ぐらいには、もうそれを実施していきたいというふうに考えておりますが、なんせ申請書というのは、膨大にございますので、その対応には差が出てまいりますので、一斉に、この 8 月から 9 月とか、全部スタートというわけにはいかないと思います。

で、そういったことで、町民の皆さんにご負担をかけないような形でスタートしていきたいというふうに考えているのが、書かない窓口でございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 大体、雰囲気は分かったんですが、まず、私が窓口に行って、その読み取り機にマイナンバーカードをかざして、そこで、例えば、戸籍がほしい、戸籍謄本がほしいって言えば、その中で戸籍謄本というのを押せば、住民課で押せば、もう、それで座って待っておれば、戸籍謄本が出てくるってゆうような感じなんですかね。すみません。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

残念ながら、今年度導入する機械は、かなり安価なものを考えていまして、書かない窓口とは申しまして、カードをかざして、議員のおっしゃるような、ボタンを押せばというふうにはなってませんで、カードをかざして、窓口の職員に住民票が欲しいんだっていうことを言えば、職員が裏でのパソコンのボタンを操作して、住民票の紙が、そのプリンターでできたものを、窓口のお客様に渡して帰ってもらうというような形になります。

ゆくゆくはおっしゃるように、あのボタン操作でできるようになると、いうことになってくれば、かかる職員が少なくて済みますので、そういった意味で、これからの DX の目的である、人口減少になって、町の役場の職員が減った時にも、町の役場の機能が保てるといったようなことを目指してまいりたいというふうに考えています。

もちろん裏のほうでは、裏のほうといいますか、役場の職員は、その帳票を預かった後に、まだ、その書かれた内容というのを打ち込む作業が残っています。それも DX 化、何年かかりますけど、DX 化していったって、それもないようなことにしていくっていうふうなことも構想として考えておりますので、一つ一つ、歩もうというふうに考えております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） はい、分かりました。

住民の皆さんにとっては、便利になろうかなと思いますので、導入のほうを、しっかりお願いしたいと思います。

もう 1 つなんですけど、ちょっと、聞き忘れていたことが 1 つあります。

以前の質問で、地籍調査事業で、リモートセンシングのことで、山の調査について、現場に行かないで、そのリモートセンシングというのをを使って、会議室で、その画面を見て、境界を確認するっていうような事業が、令和 5 年度の令和 5 年の時は、令和 4 年度実績では 1 か所だけだったということだったんですが、それは、ものすごくいいことですねっていう話をしたと思うんです。

で、令和 8 年度、今年度、その地籍調査事業の関係の中で、そういうリモートセンシングを使った事業の取り組みっていうのは、箇所数は増えてるんですかね。どうでしょう。

〔建設課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えします。

令和 3 年度以降に新たに着手する山地については、そのリモートセンシング、航空写真とか、レーザー測量のデータをもとにしまして、関係者の方が集会所のほうに集まっていたいて、パソコンの画面を見ながら、境界を確認していくという作業が認められるようになりました。

令和 3 年度以降ということで、令和 4 年度には 1 区でしたが、令和 6 年度が 2 地区、令和 8 年度は 4 地区となっております。令和 5 年と令和 7 年につきましては、令和 3 年度以

前に事業の認可を受けた地区でございますので、現地立会いのほうとなっております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 山地での、やま地と言われましたが、境界確認というのが、地域の方にとって、大きな負担になります。それが、会議室でパソコンの画面で確認できれば、もう本当に楽にできるし、その事業自体の進捗も早くなるんじゃないかと思いますので、ぜひ、これからも導入のほうを、よろしくお願いしたいと思います。

それと、生成 AI の活用について、業務削減効果が 1 か月だけで、すごくあったというふうに答弁されたんですが、具体的には、どういうふうなものなのでしょう。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） はい、お答えさせていただきます。

今年の 4 月だけで 880 時間というふうに、町長、答弁しましたけれども、これ解析ツールがございまして、どういうものかと言いますと、私たちが、もう今 AI を使っておりますが、例えば、何か町長の挨拶、私たちつくらないといけないっていう場面ございますけれども、そういったものを、こういった場面で、町長が挨拶する文をつくってくださいというふうなことを AI に投げかけます。それに対して、答えが返ってきましたということで、私たちは、その帰ってきた原稿を見ながら、町長の本当の姿勢に合わせて修正をして、町長にお渡しして、これでどうでしょうかというようなことで、仕事を進めたとします。それにあたって、今、AI ではそれできますけれども、これまででしたら、いろんなことを調べないといけません。例えば、佐用の面積の確認だったら、どうか。それから、山林がどうのだったら、いろんな調べものをしないとけないんですけれども、そういったかかる時間が元々あったものが、AI によって、どれぐらい効率化されたかということで、時間を足し算していきます。ある職員は、それをしましたけれども、ある職員は、別の仕事をしたということで、それを全部足し合わせていくと、880 時間は省力化されてますよというのが、診断ツールというのがございまして、もう AI を使っておりますので、こういった業務に AI を使われたというログ、記録が残ってますから、それで、回答がすぐ返ってくるわけなんです。

で、それを信じれば 880 時間ということで、これが、どんどん、どんどん、利用が上がってくれば、もっともっと効率化されて、少人数で、役場が運用できるというふうになってきます。

こういったことを、AI を、今はもう、どういうふうに使うかというふうな世の中になっていますので、もう既に、これから子供たち、小学校中学校でも AI の使い方って学ぶ場面が増えているそうなんですけれども、私たち自身も、このまま踏みとどまるのではなくて、世の中の情勢に合わせて AI をどういうふうに使うかというのを学んで、業務に生かしていきたいというふうに考えています。

〔高見君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員。

6 番（高見寛治君） 私らも、その生成 AI っていうのは聞いてはおりますが、まだ、具体的には、私は、まだ、よう使っておりません。

今、言われましたように、とても便利なものだと思います。今後の事務事業に使用されていくのは、とても、その効率化を目指す上でいいかと思うんですが、その特性っていうのを、しっかり把握した上での活用も必要かと思われますので、そのへん、注意を、注意ですかね、勉強しながら使っていただければと思います。

前は、町独自の取組として、行政事務の見直しと、利用者中心の町民サービスの向上、町民や事業者等が容易に必要な時に、必要な情報を享受できるデータ利活用社会の実現。円滑な ICT の活用が行える環境整備の 3 つを基本理念に掲げ、取組の方針としましては、住民サービスの向上に資する DX。庁内業務の改善に資する DX。地域の課題解決に資する DX の三本柱に分類し、施策の検討をすると答弁がありました。

今、やり取りの中で、もう、この 3 つの方針については、多くのこの 3 つの施策の中では、しっかりと取り組まれていると思います。

今回は、その基本理念を踏まえた事業展開や取組方針が、しっかり実施されていることが分かりました。ありがとうございます。

DX の推進は、事務の担当者、利用者の皆さん、技術の関係者が十分協議して進めることが重要であると思います。それには、人材育成やスキルアップが必要になっていきます。事務の効率化だけを目指すのではなく、より住民の皆さんに寄り添った佐用町の現状、規模特性に見合ったデジタル社会の実現ができることを期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

続いて、7 番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員

〔7 番 大内将広君 登壇〕

7 番（大内将広君） それでは、7 番議席の公明党、大内将広です。

今回は、通告 3 点行います。

1 点目は、男性用のトイレに吸水パットなど入れられるサニタリーボックスの設置を。

2 点目は、防災力強化総合交付金創設について。

3 点目は、消火栓の点検整備について行います。

今回は、この場所で、男性用のトイレに吸水パットなど入れられるサニタリーボックスの設置を行いまして、後は、所定の場所で行いたいと思います。

それでは、1 点目の通告を読ませていただきます。

本町は、超高齢化が進んでいる。その中であって、公共施設の男性用トイレに吸水パットなど入れられるサニタリーボックスを設置すべきだと思います。理由としては、高齢化に伴う尿漏れに悩む方が増えていることや、前立腺がん等、年々増加傾向にあり、治療後の症状によっては、吸水パッドといった吸水用具を使わざるを得ない方が増えていること等にあります。これらの症状は声が上げにくく、周囲に伝えることが難しいため、課題が顕在化する前にサニタリーボックスを設置し、そういった人でも利用しやすい環境を整える必要があると考えています。

また、高齢社会に伴い、今後、必要とされる方が増えてくることも予想されます。場所

としては、男性用トイレの共用部ではなく、個室内に設置することが望ましいです。共用部の場合、処理する際に恥ずかしさの心理的ハードルがありますが、個室内に設置・完結することで、処理に当たっての心理的ハードルを下げるができます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（加古原瑞樹君）            はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君）            それでは、大内議員からのご質問の1点目、男性用トイレにサニタリーボックスの設置をとのご質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

公共施設の男性用トイレへのサニタリーボックスの設置につきましては、議員が、ご指摘いただいたとおり、特に、高齢化が進む本町において、1つの課題であると認識をしており、特に、こうした悩みは、周囲に相談をしにくいという側面がありますことから、利用者のプライバシーに配慮した環境整備が必要ではないかというふうに思っております。

佐用町では、これまで、多目的トイレの整備、それから、バリアフリー化など、全てにはできませんが、可能な限り、誰もが社会参加しやすい環境の整備というものに努めてまいりました。

その一環として、既に、本庁舎1階、西館の多目的トイレには、使用済みの尿漏れパッドなどの衛生用品を廃棄ができるダストボックスを設置させていただいております。これは、全ての利用者に、ご利用いただけるものでございますが、その用途については、確かに、現時点において、十分に周知ができていない状況というものもございます。

そのため、まずは、この既存のダストボックスが尿漏れパッドなどの衛生用品の廃棄に利用できることについて、案内表示の工夫ですとか、広報等を通じて周知を図って、利用しやすい環境づくりというものに努めてまいりたいと考えております。

その上で、本庁、各支所、並びに、例えば、さよう文化情報センター等の、比較的、利用者の多いというふうに考えられる多目的トイレへ、専用のサニタリーボックスを設置し、利用状況等を少し、検証が必要かなというふうに考えております。その検証結果を踏まえて、さらなる必要性ですとか、ニーズが認められる場合には、その他の男性用トイレへの設置についても検討したいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）            大内将広議員。

7番（大内将広君）            近隣の宍粟市では、公共施設の男性用トイレに、膀胱がんや前立腺がんの手術を受け、尿漏れパッド必要な人に外出先で安心して過ごしてもらえるのが目的として、市役所本庁と北庁舎で計21か所に設置されています。今後も順次、公共施設への設置を拡大していく予定となっています。

また、県内の多くの自治体で前立腺がん、膀胱がんの手術後ケアの高齢化対象として導入が進んでいるということなので、佐用町としても、これを取り進めて行ってもらいたいと、今、町長の答弁で、多機能トイレいうのかな、そこのへんで検証するという事なんですけれども、その点を、もう少し前向きにお願いできないかなと思っておりますが、その点、ちょっと、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） ご承知いただいておりますけれども、本庁舎にも多目的トイレと言われますが、これは何も障がいのある方だけのためのトイレでもございません。どなたでも利用できる状況に今でもありますが、私が見ている限りは、そんなに利用の状況というのが頻繁という形ではないというふうに見ております。

それは全てに置くことも、それはできないことはないんですけれども、公共施設と言いましても、役所だけではございません。例えば、町内にはたくさんの公共施設がございます。そうすると、やはり管理上の問題ということも出てきますので、先ほど、申し上げましたとおり、まずは、本庁、支所、それから、例えばということで、さよう文化情報センターと申し上げましたけれども、南光のセンターもございますから、そういう、一般的に人が多く集まられるところの、まずは多目的トイレに設置をさせていただいて、それで足りないということであれば、それは、当然、考えればいいというふうに思いますが、ひとまずは、そこで検証させていただきたいということでございます。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7 番（大内将広君） その点よろしくをお願いします。

明石市は、非常に、より進んでおられて、誰でも安心トイレプロジェクトとして、手続きすれば、サニタリーボックスを市から、明石市から、無償でステンレス製、またはプラスチック製のサニタリーボックスをステッカーとともに給付しています。

そのサニタリーボックスを設置いただいた場合、市の、佐用だったら佐用のホームページで、高齢者や障がい者に合理的配慮のあるお店という感じで紹介して、より、こういうことを進めておられます。

そういうところもありますので、そして、サニタリーボックスはオムツや尿漏れパッド等を使用している方のためのものであり、使用頻度は高いものではないと、したがって、サニタリーボックスをすぐにいっぱいになってしまうリスクは低いと、低いわけですね。考えられ、衛生管理が比較的容易なため、私自身、佐用町としても、してもらえないかなということをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、通告の2点目行かせていただきます。

防災力強化総合交付金創設について。

政府は今年度、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えて自治体ごとの被災者支援体制の整備を加速させるため、実効性の高い計画への見直しや、広域的な応援体制の強化を支援する防災力強化総合交付金を創設します。

同交付金は、都道府県や市区町村が地域防災力強化緊急整備計画、仮称ですけど、を作成し、国がその達成に必要な対象事業の費用の一部を補助する仕組みになっています。

対象事業では、具体的なシミュレーションに基づく地域レベルでの災害リスク評価などを通じ、人命救助や避難に必要な人的・物的リソース、資源を把握するとともに、防災力強化に向けて必要な取組を後押しします。

被災者が尊厳ある生活を営むための国際基準「スフィア基準」を踏まえた避難生活環境

の抜本的な改善を図るため、トイレカーやキッチンカーなど広域的な展開が可能な災害対応車両といった資機材導入や人材派遣に向けた体制整備などを支援。資機材を用いた訓練や研修、住民の意識啓発の取組などにも活用できると言われています。

交付金活用について、本町として、どういうことを検討されているのか、ちょっと、伺います。

議長（加古原瑞樹君）            はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君）            それでは、大内議員からの２点目のご質問でございます防災力強化総合交付金創設について、お答えをさせていただきます。

国は、令和８年度予算において、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備えるため、防災力強化総合交付金というものを、新たに創設をされました。

予算規模は３５億円で、従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性向上、そして、地域のニーズを踏まえた被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化というものを目的としております。

この交付金は、防災力強化支援事業、広域連携推進事業、被災者支援体制整備加速化事業の３つの基幹事業から構成されております。

まず、１点目の防災力強化支援事業でございますが、地域レベルでの災害リスクの評価に基づく実効性の高い対策計画の策定と、従来の防災・減災の取組の改善に資する事業を支援するというものでございます。

２点目の広域連携推進事業というものは、自治体間の応援・受援体制の強化と防災・減災に資する資機材の整備、広域連携の方策検討・体制整備を支援というものでございます。

３点目の被災者支援体制整備加速化事業というものは、避難生活環境の抜本的改善に必要となります、各地方自治体の被災者支援体制の実効性を高める取組に要する経費を支援するというものでございます。

これらの事業の詳細につきましては、現段階では、ポンチ絵的な概要が県を通じて市町に展開されているのみでございまして、一部の事業に関しては、詳細な部分が未確定のまま、事業活用の意向調査や事前相談の案内が届いているというのが現状でございます。

ご質問にありますとおり、国のほうは、避難生活の抜本的改善、トイレカーやキッチンカーなどの災害対応車両、防災訓練施設の整備、人材派遣体制の構築、広域的な防災訓練の実施など、多くの課題が挙げられております。

議員もご指摘のとおり、これらは確かに防災力強化に向けて重要な取組であることは承知をしておるところでございますけれども、佐用町が本制度を活用するとなれば、町の限られた予算や人材等を考慮した際に、かなりハードルが高いものであるというふうに感じておりまして、現段階においては、活用の予定はございません。

特に、広域連携推進事業につきましては、自治体間の応援・受援体制を強化することが事業の根幹となっておりまして、佐用町単独での申請は、この交付金の目的を十分に達成するということは困難な状況でございます。

また、この交付金を活用し、例えば、トイレカーやキッチンカーの整備を図るとなれば、これ導入経費も一部は補助があったとしても、残りは自費ということになりますし、それを維持・管理する経費というのは、もう単独費用になって大きな財政負担になるということが、容易に想像ができる状況でございます。

その他の事業についても、国が補助するものでありますので、かなり大規模な事業を実

施しなければならないこと、また、要件が非常に多いということから、現実的には非常に厳しいというふうに考えております。

それは、国全体で 35 億円という予算を見ても、35 億と単純に聞けばすごい金額のようではけれども、国全体で 35 億円ということですので、ちょっと、なかなか厳しいのではないかと考えております。

6 月 9 日時点の県下の市町の実組状況を見ましても、神戸市のみが一部の事業に手を挙げている状況でございます。

佐用町のほうは、平成 21 年の台風第 9 号災害の経験を踏まえまして、「自助・共助・公助」の理念の下、防災力の強化に取り組んでまいりました。そうした中で、特に自治会や自主防災組織、また、地域づくり協議会を中心とした「自助」と「共助」の力を育てることも力を注いできたわけでございます。

今後も引き続き、こういった取組を継続しながら、定住自立圏ですとか、連携中枢都市圏内の市町と連携を深めまして、この事業の活用については、将来的に、もう少し詳しいことが出てくれば、実現可能なような事業がありましたら、検討をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）          大内将広議員。

7 番（大内将広君）          この今、これが、まだ、大きな事業で、広域的な事業になって、町のほうに、なかなか、この事業のほうの内容的のはっきりしたのがおりてきてないということなんですが、ちょっと、この事業のことで、ちょっと、お伺いしたいことがありまして、1 つに、避難生活の改善で、国際基準のスフィア基準というのがあります。災害や紛争の被害者が人間らしい尊厳ある生活を送るために、国際的な人道支援指針のことで、主に 2 つの基本理念があつて、生存と尊厳への権利として、被災者には尊厳ある生活を営み、必要な支援を受ける権利があること。2 つ目に、苦痛軽減の義務と、災害や紛争による苦痛を軽減するため、実行可能なあらゆる手段を尽くさなければならないということだそうで、主な技術的指標として、生命保護に不可欠な 4 分野において具体的な最低数値が設置されてあります。

分野として、居住スペースは 1 人当たり最低 3.5 メートルの空間確保。トイレは 20 人につき、最低 1 基。男女比は男性 1 人、女性 3 人を推奨。水は 1 人 1 日当たり最低 15 リットルの給水。

で、日本における現状と課題ということで、日本の避難所、特に、過去の災害における体育館での雑魚寝などは、この国際基準を大きく下回っていることが、たびたび指摘されています。

しかし、24 年度の能登半島地震などの経験を受け、政府は自治体向けの避難所ガイドラインを改定し、スフィア基準の考え方を反映させる動きが広がっています。

これらの基準は単なる数値目標ではなく、被災者の心身の健康や安全を守るための手段として、位置づけられています。

このことから、佐用町として、国際基準のスフィア基準の取組についての見解をお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

先ほど、議員おっしゃるとおり、スフィア基準というのが何年か前に、そういう基準が設けられております。

居住スペースが1人当たり最低 3.5 平方メートルの屋内生活空間を確保することということになっておりまして、このことは承知をしておりますが、今の佐用町の考え方といたしましては、以前から1人当たり 3.3 平米というようなことで、避難所のほうの収容人数等を算出をしておるところです。

そういった中で、このスフィア基準のほうに合わせていかなければならないということなんですけれども、最前より申し上げておりますけれども、現在、佐用町といたしまして、指定避難所のあり方ということで、今、体育館をずっと 10 か所、指定避難所として設置しているわけなんですけれども、そのへんの見直しのほうも、地元のご意向を一番最優先ということで、準備を、今、進めておるところです。

そういった中で、こういったスフィア基準の 3.5 平方メートルという基準についても、同時に検討していければということで、考えておるところです。

あと水についてのことでとか、トイレについては、なかなか予算のこともありますので、できる限り可能な範囲で、その数値に近づけるというような形で実施できればということで考えております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7 番（大内将広君） このへんは、やはり、こういう環境の整備を、きちっとすることによって、こういう環境で、非常に体を壊したいいう方も聞いていますので、避難されて、そういうことも含めて、このスフィア基準というのは、こういう交付金とは、ちょっと、関係ないかもしれませんが、その一部として、取り組んでもらえたらどうかと思います。

あと、この計画には、ふるさと防災職員というのが技術支援を行うということになっています。これは災害時に現地へ派遣され、国と自治体の連帯を支援するふるさと防災職員の制度で、今年から本格初稼働をします。

去年から活動を開始した内閣府のふるさと防災職員は、1人ずつに割り振られた都道府県に対して、定期的にヒアリングするなど、国と自治体の連携強化に取り組む制度です。

災害時には、複数の職員が現場で国と自治体の窓口を担い、被災状況の把握や避難所の生活環境の改善を行います。職員は現在、合わせて 45 人おられるそうです。任期は最長 5 年になっています。

平時と災害時の主な活動なんですけども、平時の時は、担当都道府県への定期的なヒアリング、国と地方自治体の情報共有、連帯体制の強化、地域に応じた防災体制づくりの支援ということをして、平時にされるそうです。

災害時の活動は、複数の職員が現地被災地へ赴き、国と自治体の窓口を設置。現地の被災状況正確に把握し、国へ報告。避難所の生活環境改善など、住民支援の技術的実務的サポートをするということになっています。

この新しくできた、このふるさと防災職員の連携について、今後、まだ、はっきりしたことは分からないんですけど、その点、ちょっとお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

先ほど、議員おっしゃいました、ふるさと防災職員というものですけれども、これは令和6年度ですかね、これは令和8年度中のこの防災庁の設置というものを見据えて、この内閣府が任期付職員ということで採用をされておるということのようにです。

先ほどおっしゃいました地域防災力の強化に関する施策の実施、特に担当地域における事前防災の推進に当たるほか、災害発生時には現地に赴き、被災地支援に従事するというようなことで、都道府県単位などの地域を担当ということで、実際、勤務については、内閣府、国のほうで勤務をされておりまして、その中に兵庫県の担当の方がいらっしゃるということのようにです。

それで県のほうから、いろんな相談を受けたりすると、アドバイスをいうこともありますし、兵庫県内のいろんな防災の状況を見て、こうしたほうがいいのかというようなことで、いろいろとご指摘のほうもあるというふうに聞いておりまして、現在のところでは、その方との、町との、この関わりというのが、あんまりないといえますか、そういうことはないほうがいいんですけど、実際、被害がありましたら、現地のほうには来ていただくということなんですけれども、現在の状況としては、そういうことで認識をしております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7番（大内将広君） まあ、既存の今までの緊急防災・減災事業債や防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策など比較して、今回のこの交付金は計画作成と事業実施を一体的に支援する点に特徴があるそうです。

単なる施設整備にとどまらず、自治体の防災ガバナンスそのものを強化する位置づけになっています。

また、いわゆる、今、言いました、ふるさと防災職員などの専門人材による技術サポートが組み合わされている点が、ほかの制度にない強みになっています。

財源と人材の両面から自治体の取組を総合的に後押しするようになっています。この点も踏まえて、また、そのへんの動向を見ながら知っていただければと思います。交付金をうまく使っていただければ。

佐用町は、もう既に、強固な地域防災計画を、もう既に作成されております。

令和7年には、安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化や土砂災害警戒区域の表現を整理、令和8年なんかは3月の改定で、大規模事故における、火災予防警報基準の見直しや林野火災警報・注意報基準の新設。

多角的な個別計画の運用として、基本となる防災計画、風水害編、地震編・大規模事故等編だけでなく、国や自治体からの支援を円滑に受けるための佐用町災害時受援計画や水防計画、業務継続計画も随時見直し、予定、実施されています。

そういうふうに、佐用町も独自で、いろんな取組をされていますが、この広域的な、この今、防災力強化総合交付金も傾向を見ながら広域的に、より強固な災害の取組をしてい

ただきたいと思ひまして、この点について、何か、補足があれば、ちょっと、お願いしたいんですが、なければいいです。はい。

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 今の議員おっしゃったとおり、単独の市町でやれることっていうのは、限りがあります。

先ほど、今回のこの交付金、国全体で 35 億円ということです。報道等で、ご承知いただいている議員の方もいらっしゃると思うんですけども、物価高騰対策で国の補正予算で臨時交付金を 1,000 億円、地方に配分するということがありました。

先般、これの内示があったわけですが、1,000 億で…、1,000 億を地方に割ると 1,000 万と、佐用町分が約 1,000 万ということでございました。

これから考えると、国全体で 35 億円ですと、佐用町分、単純に、これ割るわけじゃないと思いますけれども、その数字と比較すれば、いかに各 1,700 幾ら地方自治体ありますけれども、それにすれば、ほんのわずかだということです。

先ほど議員が質問の中でおっしゃりましたトイレカーとか、キッチンカーとか、それは、ないよりもあるほうが越したことがないのは、これは私もそう思いますし、誰しもそう思うわけですが、これを全国の自治体が 1 つ、2 つ、大きいところになれば、たくさん、それぞれが、そういうものを持つというのは、もう本当に非効率だと思います。

やはり、こういうものは、ある程度の広域で、それが県なのか、近畿なのか、あるいは連携中枢都市圏の範囲なのか、ここらへんは、判断は分かれるところだと思いますけれども、有事の際に備えて、一定規模まとまって整理しておくというのが、やはり現実的な答えではないだろうかというふうに思います。

なので、今、議員がおっしゃったように、広域的にこういうことは考えるという視点は大事だということは、まさに同感であります。以上です。

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7 番（大内将広君） 以上で、今の今回の質問は、これで、この防災のほうは終わらせていただきます。

最後に、消火栓の点検整備について質問させていただきます。通告させていただきます。

消火栓が、さびついて動かないなど、点検整備のできていないところがあったので、お伺いします。

本町には、地下式と地上式の消火栓があるが、どのくらいの数があるのか。

古いもので何年たっているのか。

点検は、どこがするのか。

最後に、消火栓を使うことで、早期消火に活用できるが、地域によっては、高齢化になって使えない人が増えてきているのではないかと。高齢者の方も使えるような消火栓があるのか。検討する必要があるかお伺いします。以上です。

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、大内議員からの 3 点目のご質問でございます消火栓の点

検整備について、お答えをさせていただきます。

まず、①つ目の本町の消火栓の現状と、②つ目の古いものは何年経過しているのかについてでございますけれども、本町内には、地下式の消火栓が約 1,200 基、地上式の消火栓が約 800 基、合計約 2,000 基余りが設置をしてございます。

消火栓の設置年度につきましては、旧町ごとに異なっておりまして、昭和の時代に設置をされたものも多数ございます。

中には、点検時に土砂の堆積やさびつきなどが確認されているところもございまして、不具合のあった消火栓につきましては、随時、修繕を実施させていただいているところでございます。

また、③点目の点検はどこがするのかというご質問でございますけれども、河川ですとか、防火水槽、消火栓等を含む消防水利の確認を、佐用消防署や佐用町消防団の各分団において実施していただいております。特に、佐用町消防団におかれましては、各分団の活動の 1 つとして、幹部から、毎月、当然、ポンプ点検というものを実施するわけですが、その点検の中で自然水利の乏しい箇所の確認ですとか、あるいは、水利となる場所、また、水のたまり具合の確認、そういったことを、毎月のポンプ点検の際に併せて実施をしてくださいという指導をしていただいております。

また、各自治会におかれましても、住民の皆さんと、それから地域の消防団員とで、集落内の消火栓や防火水槽の位置確認を兼ねて、点検を行っていただいている自治会もございます。さらに、自主防災組織の訓練等による初期消火訓練と併せて、水利の確認・点検をしていただいているところもございます。

最後に、④点目の高齢化で消火栓を使用できない人が増えているのではないかとというご質問ですが、ご指摘のとおり、高齢化に伴い、消火栓を使用できないという高齢者が増えていくことは想像に難くございません。

そのような中、佐用町だけではございませんが、近隣市町で、平成 25 年 4 月には、西はりま消防組合が設立されまして、佐用町、相生市、たつの市、宍粟市、そして、太子町の 3 市 2 町での広域消防体制という形になりました。これにより、以前の佐用消防署では 2 台の消防車しか出動ができなかった体制から、現在は、近隣の消防署も含めて、消防車 3 台、救急車 1 台、指令車 1 台、救助工作車 1 台が出動できる体制となっております。

また、先ほど申し上げました、町の消防団でございますが、確かに、年々、団員数の減少というものは進んではおりますけれども、現時点でも 665 名という団員が所属しておりまして、近隣市町と比較しても、かなり多い団員数となっております。併せて、主に町消防団の退職者を中心に構成されております消防協力員制度というものも設けておりまして、本年の 1 月末時点で 392 人の方にご登録をいただいているというところでございます。こういった方々のお力もお借りしながら、消火栓の活用についても体制を整えていければというふうに思います。

常備消防でございます西はりま消防組合は、タンク車を活用した初期消火を主に担当して、非常備消防でございます佐用町消防団は、河川、また、池などの自然水利からの消火活動ですとか、あるいは、先ほどの常備消防のタンク車への水の補給を担当するなど、常備、非常備がその役割を認識して、連携をしておるところでございます。

今後、消火栓を使用することが困難な高齢者が増加していったという場合におきましても、当然、この常備消防である西はりま消防組合、そして非常備消防の佐用町消防団はもちろんですが、先ほど申し上げました、消防協力員の方々、それから、地域の住民で動いていただける方々、こういった方々が連携して、消防体制で対応せざるを得ないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7 番（大内将広君） 消防団の運用、負担と高齢化で災害や水害、防災活動を担う消防団が、年々減少しているのが、まだ、それでも佐用町は 665 名おられるということなんですけども、実際に、昼間の火事で、十分な人数が集まるのかなという心配はありますが、やはり、近隣で消防団の方でも、近隣で働いてない方も結構、この中にはおられるのではないかなと思うんです。それで、中心部から離れた場所なんかに行くと、非常に、そのへんが危惧されるんですけども、その点は、やはり、どういうふうな対応をされているのか、ちょっとお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えをいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、昼間は、皆さんお仕事に行かれておりますし、町外のほうに出られてる方もあると思うんですけれども、そういった形もあるということで、防災訓練を、できるだけ自治会のほうには、実施をしていただきたいというようなことで、補助のほうも出しておまして、1 世帯には 500 円を乗じた額で、訓練していただいたら補助をするというような形にしております。

そういった中で、私も新宿というところに住んでおりますけれども、年に 1 回は、そういう消火訓練のほうを自治会、自治会長を中心に消防団もしてるんですけども、ほかの地域の組の方に集まっていただいて、女性を中心に、昼間いらっしゃる人を中心に、4、5 名でグループを組んでいただいて、まず、消防団が見本を見せて、そういった方々に、後、あまり、私、恥ずかしいからいいわというような方もいらっしゃいますけども、大事なんやということで、毎年、そういった形で消防訓練、消火訓練をしていただいて、筒先の、そういった水圧のこととか、あまり水利のほう、ペダルを回しすぎるとすごく出るというようなことも実感をしていただく中で、そういった訓練のほうも、各自治会、ほか新宿以外もされているというふうに聞いておりますので、そういった方々に、もう頼るしかないかなというふうに考えておりますので、そういったことを、さらに啓発をして、そういった訓練に取り組んでいただきたいということを、また、自治会長会とかに、既に、お願いをしておりますが、そういった機会もとらまえて、また、お願いをして、対応をしていければというふうに考えております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7 番（大内将広君） 消火栓を設置してから耐用年数が過ぎて、器具等に取り替えが必要などころがあると思います。各自治体の中には、取り替える費用の負担が、消火栓ホース、器具では 50%を町が負担して、あとは自治体ということになる。それで、消火栓器具と格納箱では 80%の補助という感じになっています。

自治体によっては、負担になって、なかなか取替えが進んでないところがあるかなと思うんです。特に、消火栓ホース、器具の補助率を少しでも上げて取替えを、ちょっと、早めに行えるようにしていくほうが、いざいう時に、ホースが水漏れよったというようなことがあって、困る場合もあるので、そのへんの補助率のことについては、特に消火栓ホースとか、そういうのに関しては50%か、もうちょっと補助率上げてもらうような考え方をお願いしたいんですが、どうでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

まず、ホースなんですけれども、耐用年数ですけど、新品ですと10年というふうに聞いております。そういう中で、それ以外については、6、7年ということなんですけれども、10年経過したものについては、それに合格すれば3年ごとに、また、そういった審査といいますか、確認をするということになっておるということでございます。

そういう中で今も、ホースのほうの補助、ホース以外も消防施設あるんですけれども、50%ということではしておりますけれども、特段、議員、おっしゃる、何ぼでも補助ができればいいんですけれども、各そういった補助を活用の方からは、もうちょっと補助率上げていただけないかというようなお声は、今のところお聞きはしておりませんので、現状、このままさせていただいて、そのようなお声があった時には、さらに、ちょっと、検討のほうを進めていければいいのかなというふうに、今の時点では考えております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7番（大内将広君） そのへん、ちょっと、ちらっと聞いたんで、なかなか取り替えるのに、たくさんある自治体では、なかなか、50%いうたら、結構、たくさんあるところは大部分負担が大きくなるので、その点も踏まえて、ちょっと、質問させていただきました。

佐用町の消火栓言うたら、消防設備にはならないという感じを聞いたんです。というのは、消防設備は、消防法に基づき消火栓の定期的な点検と報告が義務づけられています。点検の頻度を、機械点検、原則として6か月に1回。総合点検は原則として1年に1回となっております。佐用町の道路上にある消火栓は、消防法上の消防用設備ではなく、火災時の消火活動を支援するための消防水利、消火水利というインフラ設備になって、そのことから町としては、今、最低1回は点検の呼びかけをされているみたいです。スタンド立っておるやつなんかで動きにくいやつがあったりして、そういうなのも含めて、1回は最低してもらいたいというような呼びかけはされています。さびついて動かないところは。で、同じ、そうじゃなくして、最低半年に1回ぐらいは、いざいう時には使えるようにしておく必要があるのではないかなと思いますが、その点をお伺いしたいんです。

僕自身、ちょっと、自分とこの地域とか、ちょっと、回って見て、外に出ている立っているのを、こう回そうと思ったら、全然、動かないというところが、多々、たくさんありまして、その点を含めて、ちょっと、お伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

自治会町会、11月の時に、年に1回は、そういうことで申し上げておりますので、最低年に1回ということですので、先ほど、答弁にもありましたように、消防団のほうも、月に2回なり1回は試運転をしておりますので、そういったものと連携をして、自治会と連携していただいて、そういったものの、いっぺんにはできないと思いますが、消火栓等の、また、格納箱等の点検もしていただけるような形で、また、消防団のほうにも、また、お願いもしていくような中で、そういう形で取り組めればいいかなというふうに考えております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大内将広議員。

7番（大内将広君） 現実、僕も消防団に入っていて、今はもうやめてますけど、今は協力隊ということなんですけど、ただ、僕が消防団入っておる時に、あんまり消火栓の点検はしてなかったような感じがするんです。現実にはね。

それで、今は、うちの自治体においては1年に1回最低点検はされています。それで、いろんなところに、ちょっと、消防団の人に聞いたりしたら、中には、そこまで消火栓を見てないいうところも結構あるんで、やっぱり、ある程度は、ちょっと強めに言ってもらるか、声掛けをしてもらって、いざいう時には動くようにしてもらえたらと思うんです。

それで、それと、もう1つ、特に筒先が盗難にあったとか、たまに聞くんです。で、そのへんの対応で、消火栓格納庫の開閉、レバーにテープを貼ったりして、パッと開けたら、これは、誰か開けたなということが分かるようにしたり、筒先だけ盗まれるで、他の場所に移して、それで、そのまま、いざいう時には間に合わないんで、消防署や消防団や地域自治体の方々の置き場所を、ちょっと、連絡して、そういうふうなことをされているところもあるんですが、何かいい方法がないかということ、ちょっと、難しいんですけど、ちょっと、最後にお聞きします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

逆にどういう方法があるのかを、お聞きしたいようなところなんですけど、先ほど来言っております、やはり、数多く点検を、見回りをしていただくということが、一番、遠いようで早い、早道といいますか、近道じゃないかなと思いますので、そのへんは、消防団月2回、試運転で、いろいろ活動していただいております中で、そういったものの点検プラス、日頃から、そういった消火栓のほうにも、ちょっと通りすぎりには、ちょっと、目を向けていただいて、異常がないかというようなことも、これ地域の皆さんもですけども、今日、お集まりの皆さんも、そういった確認もしていただく中で、抑止力にもなるのではないかなというふうに考えておりますので、また、うち、消防団のほうにも、そんな形で

点検のほうを、お願いするような形をとりたいかなというふうに考えております。以上で  
ございます。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） 少し、ちょっと、補足させていただきますけれども、まず、消火栓の  
ことですが、これ点検を、やはり、これは地域、あるいは消防団の方で、やはり定期的に、  
これは、ぜひしていただきたい。大内議員おっしゃるとおりです。

で、不具合がある場合には、もう、即刻、町のほうに言っていただければ、これはもう  
修理はいたしますので、遠慮なく声を上げていただきたいということが、1点目ござい  
ます。

それと、先ほどの筒先の件ですけれども、これ、なかなか鍵かけるわけにもいきません。  
いざという時に、鍵がかかっていると、なかなか番号で開ける鍵を周知しておくとかいう方  
法もあるんですけど、やっぱり、いざという時には、すぐ対応しないといけないので、そ  
ういうのも現実的ではないと思います

先ほど、課長が申し上げた日常的な点検に加えて、先般、今年度の予算でも申し上げて  
おります消火栓のところに全部防犯カメラをつけたりはできませんが、佐用町のほうで、防  
犯カメラも、今年度から3か年かけて、主なところにつけていく予定です。そういったこ  
とで、例えば、佐用町に出入りする車は防犯カメラで監視をされているということを周知  
することで、そういうことも、遠く（聴取不能）にはなるんですけれども、そういうこと  
もお知らせして行って、抑止力につながればいいかなというふうには考えております。以  
上です。

〔大内君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員。

7番（大内将広君） 消火栓の点検については、今後とも、いざという時には、間に合うよ  
うにいただきまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） 大内将広議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後  
1時30分とします。

午前11時56分 休憩

午後01時30分 再開

議長（加古原瑞樹君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

2番、野村尚史議員の発言を許可します。野村尚史議員。

〔2番 野村尚史君 登壇〕

2番（野村尚史君） 2番議席、野村尚史でございます。

通告書に基づき、1点、地域救急医療及び防災力向上について、質問させていただきます。

再質問は所定の席から行います。

佐用町は、広域な中山間地域を有しており、高齢化及び人口減少が進む中、地域住民が安心して生活できる救急医療体制及び災害対応能力の確保は極めて重要な課題であると考えます。

当町においては、重症外傷、脳卒中、急性冠症候群など、一分一秒を争う救急事案が発生した場合、三次救急医療機関（急性期中核医療機関）まで、一定の搬送時間を要する地域特性がございます。特に中山間地域では、搬送距離や道路事情などにより、救急搬送に時間を要する事案も想定され、早期医療介入体制の強化が重要であると考えます。

また、近年は、豪雨災害、山林火災など大規模災害への対応強化も求められており、平時の救急医療のみならず、災害時における広域搬送、孤立地域支援などを見据えた地域防災力向上も必要であります。

このような中、ドクターヘリ及び防災ヘリは、重症患者への早期医療介入や迅速な高次医療機関への搬送を可能とするだけでなく、災害時における救助・支援活動においても重要な役割を担うものであります。加えて平時及び災害時を通じて活用可能なランデブーポイントの整備や、迅速なヘリ要請体制の構築は、地域医療体制及び防災力向上に資する重要な取組であると考えます。

そこで、佐用町における救急医療及び地域防災力向上について、次の点をお伺いします。

1点目、佐用町における救急医療体制及び三次救急医療機関（急性期中核医療機関）への搬送実態について。

2点目、中山間地域における早期医療介入及び災害対応体制強化の必要性について。

3点目、西はりま消防組合におけるドクターヘリ及び防災ヘリ要請基準並びに迅速なヘリ要請体制に対する見解について。

4点目、平時及び災害時に活用可能なランデブーポイント及び防災拠点機能を備えた施設整備の必要性について

5点目、町として、救急医療及び災害対応体制強化を図る考えについて。

以上、よろしくお願いします。

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） それでは、野村議員からの地域救急医療及び防災力向上についてというご質問にお答えをさせていただきます。

議員、先ほど、ご質問でご指摘のとおり、高齢化と過疎化が進む中山間地域の佐用町におきまして、町民の皆さんが安心して暮らしていくために、救急医療体制及び災害対応能力の確保は、重要な課題であるということは、どなたも異論はないというふうに思います。

そうした中、救急医療体制としては、佐用郡医師会をはじめ、兵庫県や西はりま消防組合のご協力のもと、休日の当番医制度はもちろん、休日や夜間の救急搬送等の受け入れを行います病院群輪番制制度を運用しているところでございます。また、災害対応等への体

制整備としては、救急医療体制と同様、県や西はりま消防組合はもちろん、町消防団や自治会、地域づくり協議会などとも連携をしながら、自助・共助の推進に力を入れて、これまで取り組んできたところでございます。

以上、踏まえまして、まず、1点目の佐用町における救急医療体制及び三次救急医療機関への搬送実態について、お答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、佐用町内には、手術や入院治療を必要とする重症患者向けの医療機関、いわゆる二次救急医療機関として、佐用共立病院と佐用中央病院がございまして、令和7年度における町内の救急出動件数は、佐用消防署からのデータによりますと1,054件ございまして、そのうち、佐用共立病院並びに佐用中央病院に搬送されたのは498件で、全体の約47%となっております。

また、命に関わる最重症患者向けの医療機関、いわゆる三次救急医療機関は佐用町内にはございませんので、搬送となれば、町外にある三次医療機関への搬送となります。令和7年度での三次医療機関への搬送実績は、佐用消防署のデータによりますと186件ございまして、全体の約18%を占めている状況でございます。

搬送先としては、津山中央病院が最も多く84件、次いで、はりま姫路総合医療センターで81件となっております。また、ドクターヘリでの搬送は、令和7年度が16件で、三次救急医療機関への搬送件数のうち、約9%となっております。

次に、2点目の中山間地域における早期医療介入及び災害対応体制強化の必要性ということについてでございますが、必要性は当然、あると考えておりますが、救急医療体制の構築については、先ほども申し上げましたが、佐用郡医師会や西はりま消防組合、特に佐用消防署との連携・支援を図りながら、休日当番医制度や病院群輪番制制度の運用など、佐用町として可能な限り、運用を図っているところでございます。

また、姫路市消防局、西はりま消防組合、赤穂市消防本部において、播磨姫路救急搬送システムというものを運用しておりますが、令和7年度から、その更新に着手をしております。令和8年度下半期から運用が始まる予定であると聞いております。

このシステム更新によりまして、救急隊が撮影した画像はもちろん、マイナ保険証と連携した診療情報など、傷病者情報の医療機関との共有のほか、収容病院の一斉検索など、これまでよりも効率的な運用が可能になるというふうに認識をしております。

また、関西広域連合で運行されておりますドクターヘリにつきましては、公立豊岡病院と県立加古川医療センターに、それぞれ1台配備され、佐用町を含む県全域をカバーしていただいております。

また、災害対応の体制強化ということにつきましても、公助の部分につきましては、資機材等の備蓄はもちろん、8月9日前後に、町職員で災害対応訓練を行うと共に、より大きな通信容量の衛星通信設備へ更新をしたりしているほか、共助の部分では、町消防団において、出水期前に土のうづくりや、積み方を学ぶ水防講習会というものを実施したり、自治会等で実施する防災訓練等へ補助金を支出するなど、救急体制の整備と同様、佐用町としても可能な限り事業を実施させていただいております。

また、有事の際の消防防災ヘリの運行については、県と市町で組織される兵庫県消防防災ヘリコプター運行連絡協議会というところに負担金を納めさせていただき、佐用町をカバーしていただいているということでございます。

次に、3点目の西はりま消防組合におけるドクターヘリ・防災ヘリの要請基準、並びに迅速なヘリ要請体制への見解ということについてでございますが、ドクターヘリ要請基準につきましては、西はりま消防組合に確認をいたしますと、県が示されております兵庫県ドクターヘリ運行要領の出動要請基準によって、119番受信時から救急隊が現場到着時までの間に、通信指令員及び救急隊員が、119番受信時の内容や傷病者の状況等から、早期

医療介入が必要と判断した場合に要請をされているということでございます。

また、消防防災ヘリの要請基準につきましては、こちらも県が示されております兵庫県消防防災ヘリコプター運航管理要綱の運航基準、及び兵庫県ドクターヘリ運行要領の連携基準に基づき、災害時における消火活動、救助活動及び情報収集活動等で空中からの活動が有効であると判断された場合に要請がなされております。

また、救急活動においても、ドクターヘリが他の事案で出動している場合などにも要請されておるということでございます。

ドクターヘリ、消防防災ヘリともに、それぞれの基準に基づいた運用がなされており、迅速な対応が行われているものというふうに考えております。

次に、4点目の平時及び災害時に活用可能な場外離着陸場、及び防災拠点機能を備えた施設整備の必要性ということについて、お答えをさせていただきます。

場外離着陸場につきましては、兵庫県で消防防災ヘリや、ドクターヘリの臨時離着陸場適地というものが設定されておりますので、有事や緊急の際には、そこが利用され、佐用町全域をカバーしているというふうに考えております。

また、防災拠点機能を備えた施設整備の必要性ということについてでございますが、県との連携の基盤となるフェニックス防災システムのほか、衛星通信設備や全国瞬時警報システム、これは「Jアラート」というものでございますが、こういったもの、関係機関との連携に必要な機器はもちろん、災害発生時に使用する資機材や避難者等の備蓄品等の多くが役場の庁舎にあること、また、有事の際に災害対策をつかさどる災害対策本部等も、町役場本庁に設置することが基本であること、さらには、佐用町の規模等を考慮すると、佐用町の場合は、防災拠点施設は、まさに役場本庁であり、ほかに、別途、施設整備を行うということは、極めて現実的ではないのではないかというふうに考えております。

最後に、5点目の町として救急医療、及び災害対応体制強化を図る考えについてでございますが、これまでのご質問でもお答えをさせていただいたように、佐用町の規模や社会的資源の状況を鑑み、救急医療体制、災害対応体制のいずれにおいても、現時点で、可能な限りの施策等は実施しているものというふうに考えております。今後も、各関係機関との協力や支援を得ながら、その維持、確保について、最大限取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員。

2番（野村尚史君） 答弁の中で、当番医制、輪番制を持って、佐用町の救急医療体制がしっかり維持されてるということは理解しました。

その中で1点ご質問させていただきたいと思いますが、佐用町は公立病院を持っておりません。近隣の市町と比較して、一定の財政負担が図られているのではないかと、私は思っております。

一方で、地域の医療は、民間医療機関の務める医療従事者の献身的な努力に依存している側面がございます。数年先を見据えた場合に、町内の医療機関を担っていただいている先生方も、年を召されております。高齢化が進んで、物価高騰のあおりも受けて、施設の整備や、機器の更新も躊躇しているというようなところも伺っております。

診療機能の縮小や閉院のリスクもあるのではないかと考えておりますが、佐用町の将来、地域医療をどのように担っていくつもりであるのかということをお伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） はい、お答えいたします。

野村議員のおっしゃいました問題は、佐用町においても重要な課題であると認識しております。

そのような危機感につきましては、兵庫県におかれましても、龍野健康福祉事務所のほうが、それを非常に問題意識を持っておられます。

そうした中、今年度において、各医療機関、そして、医師会の経営者並びに事務局の担当者に集まっていただいて、その中で、これからの佐用町、問題点、今、おっしゃっていただいたようなことがあると思いますが、それについて、今、議論していかなければいけないのではないかとということで、何回か集まっております。

その中で問題点を、もう一度あぶり出し、そして、それについて、各方面の意見を言い、そこで考えていかなければいけないというふうに思っており、今、協議を始めようとしている中でございます。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、先ほど、野村議員、ご質問の中で、財政負担が図られているというふうに、ちょっと、私、聞き取ったんですけど、財政負担の軽減が図られているという、そういうニュアンスでよろしいですかね。

まずは、先ほど議員おっしゃったとおり、佐用町は、いわゆる町立病院というものは、ございません。その中で、民間の医療機関の方々に、非常に、ご努力をいただいているということは、これまでも、そうですけれども、お礼を申し上げたいというふうに思います。

その中で、先ほどから出ております救急医療体制の構築のところで申し上げました、病院群の輪番制ですとか、休日医療機関の当番制ですとか、こういったことも、これ実は、町のほうから、当然、医療機関に努力していただいているのは、当然ですけれども、町のほうから、これは補助金というものは出ております。

また、コロナ禍で、今、ちょっと、当時の名称は忘れちゃったけれども、臨時交付金というものの、今で言う臨時交付金が出た際には、医療機関だけではございませんけれども、福祉、介護、そういったところにも、そういう交付金で補助したというようなこともございます。

先ほど、課長が申し上げました、正式には佐用地域における地域医療体制の検討会議というものが、これは前町長の時代からですね、龍野健康福祉事務所と、これから高齢化が進み、また人口減少が進んでいく中で、佐用町の医療体制をどう維持していくか。地域医療を、どう維持していくかというのは、今後の課題になるだろうということでしたので、こういう組織をして、何かすぐに解決ができるわけではないかもしれませんが、やはり、当事者にも集まっていただいて、行政機関も集まって、今後の医療体制を検討していきましようということで、初回には、私も参加をさせていただき、その後は、事務ベースでも、まだ、2回ぐらいですかね、ちょっと、はっきりした回数は、私も聞いておりませんが、協議を続けているということでございます。以上です。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、野村尚史議員。

2 番（野村尚史君） 失礼します。

財政の負担、軽減ですね。全く補助金とかお金が入っていないというようなことは思っておりませんし、必要なお金が民間の医療機関に入って、町の医療を担っているということは、私も理解しております。

その中で会議をするということで、これから進めていくよというような話ではありますが、どうしても、公立の町経営の病院を持っていないということであるというような要素は、発言の力がなかったり、あくまでも民間に、民間の意見に左右されるのではないかなというところを危惧しております。

その点につきまして、1 点お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） ちょっと、発言の力というのは、どこに対する発言なのかというのが、ちょっと、よく私、分からないんですけども、確かに、公立の病院というのを持っておられるところも多いわけですが、今、どういうんでしょう、世の中の公立病院の状況というのは、どこも割と赤字経営で厳しい状況になってきております。

これは、ちょっと、少し前になりますけれども、たつのの市民病院ですが、これも昔は町、今は市になってますけれども、市直営の病院ということでしたけれども、今は、いわゆる独法ですね、独立行政法人の運営になっているというふうに聞いてます。これは、やはり機動性を高めて、独自に運営する。機動的な運営ができるようにという、そういう思いがあったのではないかと思います。

直近では、赤穂市民病院でしたかね、こちらのほうも、市立病院ではなくなるという…、市立病院ではなくなるというか、指定管理に移行するというようなこともお伺いしております。

それから、高砂ですね、こちらも指定管理にするようなお話を伺っています。

ですので、今は、やはり町が直営するのではなくて、指定管理などがありますけれども、いわゆる町直営の公立病院というのは、やはり経営的にも、それから機動的な運営をしていくためにも、世の流れには、少し、ちょっと逆行している状況ではないかなと、私自身は考えております。

今も町内で、民間の医療機関の方々には、もちろん努力していただいております。

先ほど申し上げました、町も、できる限りの支援は、医師会さんに対しても、それから病院さんに対しても、やっておりますし、これは必要に応じて、今後も継続をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、野村尚史議員。

2 番（野村尚史君） 今、町長の答弁にありましたように、民間の医療機関に依存してるような現状がある中で、しっかり、佐用町のほうから、民間の医療機関を支えながら、佐用町の医療を維持していただきたいというような思いがあります。

もう 1 点、お伺いしたいことがあるんですが、救急医療体制の整備、維持、強化と併せまして、地域づくりの政策の中に地域包括ケアシステムというのがあります。可能な限り住み慣れた地域で最期まで安心して暮らすというようなシステムになりますが、医療機関や福祉施設で話を、よく聞く機会があるのですが、やっぱり入院してるんじゃないくて、自宅に帰りたい。福祉施設にずっと入っていくんじゃないくて、住み慣れた地域で生活したいというような声をお聞きます。

家族、医療従事者、行政が、その本人の意思や意見を聞くアドバンス・ケア・プランニングというシステムがございますが、佐用町の高齢者福祉計画の中でも ACP の普及というところを謳われております。

地域包括ケアシステムを含む福祉医療の支援体制の状況と ACP の普及の現状について、お聞きできたらと思います。お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

今、野村議員がおっしゃいましたように、みんな自宅で最期まで暮らしたいという気持ちを持っておられます。

その中で、地域包括ケアシステムなんですが、地域包括ケアシステムは地域全体で支えるという仕組みです。医療であったり、介護、あと、自治会、ボランティア、警察、消防、地元の事業所ですとか、協力団体、そこに地域包括、役場が入っていくわけです。

こういった、全体の支えで地元で過ごしていただくのに、その今、おっしゃった ACP なんですが、アドバンス・ケア・プランニングは、極めて重要な役割を果たすと考えております。

ACP と言いますと、将来の医療や介護について、本人・家族、医療・ケアチームが繰り返し話し合うプロセスでございます。佐用町においては、地域包括支援センターをつなぎ役としまして、医療・介護・福祉の専門職が連携しまして、包括的な相談体制を維持しております。

終末期だけの話ではなく、健康なときから、自分の大切にしたい価値観ですとか、そういったことを共有しまして、町として、昨年度ですが、佐用町版のエンディングノートを作成しました。このエンディングノートを基に、その住民が将来の生活や医療について考えて、家族や周囲と話し合うきっかけづくりになればと考えて作成をしております。

ケアマネジャーが、日常の関わりの中で住民の意思をくみ取り、それを支える伴走者として、その役割を担えるよう、地域全体の連携体制の強化を図っていらっしゃるところでございます。以上でございます。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員。

2 番（野村尚史君） そのエンディングノートというのは、ACP の代わりになるものであ

るのかというところと、地域包括ケアシステムの中で、地域で自助・公助というようなところ、共助も入るのかと思いますが、そこで、高齢者であったり、高齢者に限るものではないと思いますが、全体を助け合いながら、救急搬送なんかなくなるように、事前に予防したり、問題点をあからさまにして補っていくというようなシステムだというふうに理解しておりますが、行政の関わりと、そこには民間の関わりが密接に関係してるとと思いますが、そのへんの連携はどうなっているかというところをお聞きしたいと思います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） まず、エンディングノートですが、エンディングノートの内容としましては、内容は、いろいろあるんですが、これまでの自分のやってきたこと、それと、まだ、これから、まだ、やりたいことというようなことも内容的には記入していただくようになります。

それと、地域助け合いのことですが、例えば、高年介護課の取組としましては、地域でのデイサービス、これは、地域で、みんなで支え合って、介護予防に努めていただくという仕組みを、今、つくっております。

町内では、5つ、今、そういった取組が、5か所でされておりまして、できるだけ地域でできることは、地域で助け合っていて、どうしても医療とか介護が必要な方に、その貴重な医療介護の、そちらのほうをかかっている。できるだけ専門に、専門職の方には、その、どうしてもって部分だけをかかっている。普段の生活の中で、地域の支え合いで取り組んでいただけるところは、何とか、高齢者であったり、障がいをお持ちの方であったり、認知症の方、そういった全ての方が協力して支え合う、そういった、まちづくりを目指しております。以上です。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員。

2 番（野村尚史君） 高年介護課を中心として、地域包括ケアシステム、しっかり運営をしていただいて、地域が、佐用町は、兵庫県で一番高齢化率の高い町である反面、医療福祉の誇れるまちであると、私は思っています。

地域包括ケアシステムとアドバンス・ケア・プランニング、しっかり推し進めていただいて、全ての人が最後まで安心して、佐用町にいれば、安心して最期まで暮らせるんやと言えるようなまちにしたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いします。

引き続き、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の中山間地域における早期医療介入及び災害対応強化の必要性についてというところですが、その中でも、佐用町におけるドクターヘリは、町民の命を守るライフラインであると、私は思っています。

佐用町と都市部の医療格差を埋める大変重要な役割を担っていると考えていますが、先月、神戸新聞の記事で運休の記事が出ました。その点を、当局はご存じであるかということと、もし、ご存じであるならば、考えをお聞かせ願えたらと思っております。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えいたします。

議員、おっしゃるとおり、神戸新聞の5月の29日付のところで、このドクターヘリのことが出ておりました。

内容につきましては、整備士が不足をしております、それが原因で、6月に2週間、それで、7月から9月に運行停止が避けられない様子ということで、その対策のため、関係機関で6月中に実務者レベルの対策会議を開く予定というようなことで、記事が載っておったかと思います。

その中で、先般、6月8日付の兵庫ジャーナルに、このような記事がございました。

この兵庫県内のドクターヘリ2機について、長期の運航停止が発生する可能性があるという状況を踏まえて、県は6月1日に、県庁で関係部局及び関係機関などを集めた緊急連絡会議を開催されたということです。

ドクターヘリにつきましては、県南部をカバーする県立加古川医療センターに1基と、それから、県北部と鳥取県東部、京都府北部をカバーする公立豊岡病院にあります1基と、2基あるというふうに書いてございます。

そういう中で、いずれも、このパイロット養成や航空事業を手がける学校法人の平田学園という、堺市にある、そこに運航を委託されているということのようです。

そういう中で、この学園のほうから整備士不足が原因で、先ほどのような事態が発生するという説明があったということで、県は、この対応として、防災ヘリによる運休時のカバー体制を強化するほか、関西広域連合の県であります鳥取県に対して、ドクターヘリ、消防防災ヘリのバックアップ要請なども行う予定というふうに、書かれております。

また、6月中には、実務者による運航対策検討会を設置をして、運航継続に向けた具体的な検討を進める予定というふうにして書いておりますので、そのへんの動向を見守りたいというふうに思っております。以上でございます。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員。

2番（野村尚史君） 防災ヘリで代替えの体制をとるというような、県の主張だと思うんですけども、実際、私が、あの現場で佐用町の住民の方の命が、もう大変たくさん助けてもらえたという現状を、目の当たりにしております。

その中で、佐用町の町民の命が、代替の防災ヘリの体制で、本当に守れるのかということと、そこを危惧しております。

仮に、大規模災害とか、大きな事故で多数傷病者が発生した時に、対応は難しいと、私は思ってます。

特に、中山間地域は、消防署からも、かなり時間がかかります。ドクターヘリは1分1秒を争う。災害現場は、本当に命を守る生命線だと、私は思ってます。

今回の運休を、一過性の問題と捉えるのではなくて、将来にわたり安定した航空医療が、佐用町には必ず必要だと思っております。

中山間地域を多く持つ佐用町として、積極的に、県、国、関西広域連合に関わってほしいと思っておりますが、町長の見解を、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） これ、佐用町が単独で運営していることではないことは、もう議員も十分ご承知いただいていることと思います。

その中で、今回、整備士不足というような理由で、こういった事態に陥りそうだということであります。

その間は、消防防災ヘリ等の活用が、これは1つの方法、やむを得ない1つの方法ということで、それ以外にも当然、先ほど課長が申しました、鳥取県に依頼するとか、そういうことも考えられていて、また、実務者レベルの対策会議で、具体的な対策というのは、検討されるものだと思います。

その中で、今、議員おっしゃった、今後のことを、今後、こういったことに陥らないようにするために、どうしていくかということですが、当然、これは関西広域連合、また、兵庫県においても、そういった視点では検討されると思いますけれども、そういう中で、例えば、今、議員おっしゃったとおり、佐用町のような広大な面積を持つ過疎中山間地域、これは、お隣の宍粟市さんもそうでありましょうし、北部で言えば、新温泉町さん、香美町さん、こういったところも同じような状況だと思われまいますので、ここは、県の今後の対応を見極めながら、要望すべきはしっかり要望してまいりたいというふうに思っております。以上です。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員。

2 番（野村尚史君） しっかり、影響力を発揮していただき、佐用町の町民の命を防災ヘリではなくて、ドクターヘリのほうが、確実に機動力もあって、医療介入、早い状態です。しっかりしていただければと思っております。

次に、3点目の項目に入らせていただきます。

西はりま消防組合におけるドクターヘリ及び防災ヘリ要請基準並びに迅速なヘリ要請体制ということになりますが、現状、ドクターヘリは運航が止まって、防災ヘリということになってますが、やっぱり、しっかりドクターヘリで地域を守っていくということは、私の希望であります。

そこで、先ほどもありましたが、佐用町の中山間地域で重症患者が発生した場合に、ドクターヘリのできるだけ早い要請、それと、出動して現場に到着するということが、大変大事だと私は思っています。

町長の答弁にもありましたように、兵庫県ドクターヘリの運航要領によれば、覚知内容からドクターヘリを出動したほうがいいと119の電話を受ける指令員が、呼吸循環不全、脳卒中、心停止、明らかに、もう命に関わるというようなキーワードに基づき判断して、ドクターヘリの出動の要請をできると、電話を受けた情報指令員が要請をできるというように明記されています。

もし、救急出動した現場の隊員に、その要請の判断をさせている。出動してから、その内容を聞いて、ドクターヘリが必要なのかどうかというようなことも判断させているのでありましたら、やっぱり、命の現場というのは1分1秒を争うところでございます。どうしても時間的なロスが発生します。

そういう現状があるのであれば、自ら、出勤の要請を遅らせているのじゃないかというように、私は、不利益を与えているのじゃないかというように考えております。

近年、いわゆる重症の心疾患の患者さんで、体外式の循環式の機械をつけて心肺蘇生をするというような、大変、優れた、重症の心疾患に限ってなんですけども、優れた医療が、もう当たり前のように普及しています。そのような治療は、1分、1秒と言わずしても、この西播磨であったら、はりま姫路医療センターであったり、ツカザキ病院、津山中央病院といったところで、一定の時間制限を設けた上で治療ができるようになっています。その上で、もし各地から情報指令員が、これはもう絶対、ドクターヘリが必要だというように判断すれば、その場でドクターヘリを要請すれば、現場に下りることができれば、そういった治療もできるのではないかと、私は思っています。

そして、今、町長もおっしゃられたように、中山間地域の問題は、佐用町ではだけではなくて、宍粟市の山のほうも、中山間地域もあります。そういったところも同じ問題があるのではないかと、西はりま消防組合の管内ですので、そういう問題があるのではないかと考えておりますが、できれば、そういった地域と手を携えて、1分1秒でも早く、ドクターヘリを、命に関わる患者さんの現場へ向かわせるような対策をとっていただきたいと思っておりますが、当局の見解をお伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

ちょっと、今のお話ですと、組合の側のお話ですので、町としての回答というのが難しいんですけども、迅速な要請を念頭に119番通報、先ほど、町長の答弁にもありましたけれども、通報の内容に、そういった、先ほど言われたような、どういうんすか、キーワードというんですか、そういうものが含まれておりましたら、通報内容から、早期医療介入が必要と判断した場合は、その内容を救急隊等を共有した後、現場到着前にヘリ要請の有無を決定し、運航要領に基づく運用で、早期のヘリ要請判断をしておるというようなことでも聞いておりますので、そのへん、もう一度、再度、組合さんのほうにも確認をし、対応のほうを、もう一度、再度確認したいと思います。以上でございます。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員。

2番（野村尚史君） はい、ありがとうございます。

西はりま消防組合の所管であることは、十分、承知しております。

先ほど、課長のほうから言っていただきましたので、一度、確認していただいて、もし、早期に要請ができて、現場にドクターヘリを向かわせることが可能であるならば、そのようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4点目の平時及び災害時に活用可能なランデブーポイント及び防災拠点機能を備えた施設整備の必要性についてということになりますが、なかなか、町長の答弁では、もう難しいというようなことでありましたが、私の思いを、結論から申し上げさせてもらいますと、平成21年台風の9号災害から佐用町が防災力の向上に一生懸命、災害に強いまちづくりに取り組んでいることは、理解しておりますが、私が思っているのは、防災

と地域の活性化、その両立を図る拠点が必要だと思っています。

先ほど、午前中にも、大内議員のほうからありました。防災力強化総合交付金ですかね、そういったところの内容も、少し含ませてもらって、お話をさせてもらったと思いますが、とりわけ佐用町の中山間地域は、孤立する可能性が十分あります。そして、また、現場に行くのにも時間がかかります。

一昨年ですかね、能登半島地震では、孤立の事例も発生しております。

先にお伝えしましたドクターヘリのランデブーポイント、現場にヘリが行けば、そこから、すぐに患者さんを病院に運べるというような要素も踏まえて、ランデブーポイントとしての役割と、地域の交流、若者世代の子育ての環境であったり、普段からみんなが親しみながら、活用できる防災機能を持った施設環境の整備を進めていただければと思っています。

それが、地域の防災力に資するものと、私は思っておりますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

先ほど言いました消防防災ヘリのランデブーポイントについては、町内4か所ございまして、ドクターヘリの分も12か所というように、この佐用町の地域では、十分な、そういったものはカバーされているということで、先ほど答弁もさせていただいたところでございます。

そういう中で、今、議員おっしゃるように、普段からの、そういったつながりということという話でございますけれども、今、地域づくりのほうの取組のほうも町のほう進めておりますので、そういった中で、地域づくりについては、いろんな課題、皆、協議していただいておりますけれども、そういった防災ということについて、皆さんにお話し合いをしていただいて、そういう中で、先ほど、議員がおっしゃったようなコミュニティも図られるのではないかなというふうに考えておりますので、何か、どこか、何か整備ができればいいんですけども、なかなか、財政的なこともございますし、そういうことありますので、普段からの、そういった地域づくりの活動の中で、そういった取組ができれば、まずはいいのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

〔野村君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、野村尚史議員。

2番（野村尚史君） 課長のほうからランデブーポイントの話がありましたが、十分だというような話ですが、そのランデブーポイントですね、どうしても、ドクターヘリが着陸するのに、砂塵が舞って、ドクターヘリ単独では着陸することはできません。

で、重要なキーワードは、1分1秒だと、私は思ってます。命を守るには、本当に1秒を削って、対応しなければいけないと、私は思っています。

そこを論点にするわけではございませんが、例えば、芝生を植えて、三方里山のような公園にして、そこが、やっぱり中山間地域が一番ターゲットになると思うんですけど、具体的に言えば、三河であったり、江川であったり、幕山であったり。

旧小学校、廃校した小学校のようなところを芝生の公園地にする。そして、なかなか、奥まったところでは、子育ても厳しいというような声も聞きます。そこで、公園機能を持たせたり、子育ての支援の場をつくって、普段から交流を持って、ここに行けば、必ず助かるんやというような場にしていだければというような思いがあります。

なかなか厳しい問題ではあると思うんですが、積極的に考えていただければありがたいなと思っています。

５点目になりますが、これまでの答弁を、回答として、ご理解させていただきまして、最後の質問になるんですが、佐用町は、もう、大変美しく、すばらしい町だと、私は思っています。

先ほどから申しておりますように、一方で、広域な中山間地域を有しており、それがゆえに、都市部とは異なる多くの問題を抱えております。しかしながら、その課題、一つ一つつぶしながら、佐用町に応じた対策、対応を考えて、町民の皆様から、佐用町に住んでよかった。これからも住んでいたいと思っているようなまちづくりを目指して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） 野村尚史議員の発言は終わりました。

続いて、11 番、金谷英志議員の発言を許可します。金谷英志議員。

〔11 番 金谷英志君 登壇〕

11 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志です。

江見町長、大森教育長については、初めての質問になります。よろしくお願いいたしますます。

私の質問は、学校規模適正化の根拠について、伺います。

教育委員会では、町立学校の在り方を考える会を立ち上げ、少子化の進行や地域の実情を踏まえ、今後の学校の在り方について検討を進めるとしています。そこで伺います。

検討資料の中で、適正規模、適正配置が求められる背景として、次の点を挙げています。

少子化の急速な進行、共働き家族やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの衰退、個別最適な学びと協働的な学びへの対応、生活圏の変化、学校プール等の施設管理に関する教職員の負担とあるが、これが、なぜ求められる背景になるのか。

「適正規模とは」として、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考や表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけていくための学校規模の目安だとあるが、この規模の目安が教育環境の充実にどう結びつくのか。

「適正配置とは」の項では適正規模を踏まえ、児童生徒にとって望ましい教育環境を確保するための学校統合や通学条件などをいうとあるが、「望ましい教育環境」は、学校統合によって図れるのか。

参考資料にもあるように、2015 年に学校教育法が改正され、新たな学校種である「義務教育学校」が制度化され、それから 2016 年 3 月の省令によって、「小中一貫型小中学校」、「併設一体型、施設隣接型、施設分離型小中一貫校」が制度化されました。「適正規模、適正配置」では、この小中一貫校をどう検討しているのか。

以上の点については、教育長に伺います。

先ほど挙げた「適正が求められる背景」に「学校施設の老朽化」があります。老朽化対応にあたっては「改築」、「長寿命化改良」、「学校統廃合を伴う新築」のいずれを選択するのか、政策判断に財源が大きく影響します。

「適正規模、適正配置」では、財源の検討はどう行っているのか。

本町では、子育てで様々な支援を行っています。学校給食費の無償化、就学援助、医療費の無償化、保育料の無償化、教材費の補助など、せっかくの支援制度ですが、地域に学校がなくなれば、その政策も生かされません。学校統合は人口減少、少子化に拍車がかかるのではないかと。

町長の見解を伺います。

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） それでは、金谷議員からの学校規模適正化の根拠はについてのご質問にお答えします。

急速な少子化と社会情勢の変化を背景に、教育の未来を考え、学校規模の適正化を考えることは、本町の子供たちにとって、よりよい教育環境を保证するため、避けては通れない課題であり、多くの皆さんのご意見を賜りながら、慎重かつ前向きに進めていきたいと考えております。

令和7年5月に、教育委員会から、佐用町立学校の在り方検討委員会に諮問し、在り方検討委員会において、保護者をはじめ町民の皆様から広くご意見をお聞かせいただくため、アンケート調査や旧町ごとに考える会を開催いたしました。

その結果を踏まえ、教育委員会が答申を受け、教育委員会は、佐用町長に対して提言を行いました。

提言の要点といたしましては、求められる規模は、小学校においては、複式学級を解消できる規模、中学校では、幅広い教育活動が展開できる規模として、実行方策として、小学校は複式学級出現前に統合することが望ましく、中学校統合が望ましいとし、中学校は、条件が整い次第1校に再編することが求められるという提言であります。

これを受け、現在は庁舎内の小中学校・保育園規模適正化推進会議において、慎重かつ多角的な検討を重ねていく段階でございます。

現時点において、学校の再編や統合に関する方針など、将来の具体的な姿は決定しておりません。あくまで、次世代を担う子供たちにとって最も望ましい教育環境とは何かという視点から、可能性をゼロベースで整理し、教育委員会の提言をもとに、幾つかの選択肢をシミュレーションする段階でございます。したがって、これより申し上げる回答につきましては、何かを決定した上での説明ではなく、現段階での我々が、どのような視点で検討を行っているか、その検討状況をご説明するものであることを、ご理解、お願いします。

まず、1点目の検討資料で挙げられた、少子化の急速な進行、共働き家族やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの衰退、個別最適な学びと協働的な学びへの対応、生活圏の変化、学校プール等の施設管理に関する教職員の負担、これらの背景が、なぜ適正規模・適正配置が求められている背景になるのかについてのご質問にお答えします。

検討資料で挙げた6つの背景要因につきましては、いずれも、現在の教育環境に大きな影響を与える要素です。令和7年3月に文部科学省が、公立小中学校の統廃合について検討中の自治体向けに発行した手引きに記載された、一般的な背景要因でございます。国の中央教育審議会等における検討や全国的な取組状況に関する実態調査の結果に基づいて、有識者の協力を得つつ取りまとめられたものです。

これらの背景要因は、全国的な傾向に基づいたものでありますが、佐用町立学校の在り

方を考える会では、本町の背景要因となりうる実情を基に検討委員会が地域ごとに、考える会を開催し、皆さんからご意見を賜う機会としたところでございます。

本町にとって、実際に適正規模・適正配置が求められている本質的な背景は、主に少子化の急速な進行に伴う児童生徒数の減少ではありますが、町内でも家庭環境の変化や中心地への集中など、本町の実情に基づいて、改めて検討、検証する必要があると考えております。

次に、2点目の学校規模の目安が教育環境の充実にどう結びつくのかについてのご質問にお答えします。

学校規模の適正化は、単に学級数や児童数を調整する事務作業ではなく、子供たちの学びの質と健やかな成長を確保するための教育的手段であります。

一定の集団規模があることで、子供たちは自分と異なる意見や多様な価値観に日常的に触れることができます。多くの価値観のもとで、多角的な視点から物事を考え、議論し、問題を解決する力は、相応の集団の中で切磋琢磨を経て初めて養われるものです。目安としての規模を確保することは、こうした協働的な学びの機会を担保することに直結します。

学級数が適正に保たれることは、教職員のバランスの取れた配置、経験年数や専門性の確保を可能にします。例えば、体育や音楽などの集団活動においても、指導者や学習集団の人数が十分であることで、子供一人一人の能力を最大限に引き出す、きめ細かな教育活動が可能となります。教育環境の充実とは、単に建物があることではなく、こうした多様な学びを提供できる人的・質的環境が整っている状況を指します。

全ての子供に豊かな人間関係と成長の機会を保障することが、適正規模の目安を検討する真の意義であると考えております。

もちろん、小規模校ならではのよさがあることも十分、認識しております。将来にわたって、子供たちに一定水準以上の教育環境を保障し続けるという責任を果たすためにも、この規模の目安を1つの指針として、今後とも保護者や児童生徒、地域の皆様と課題を共有し、各学校の実情に応じた最適な学びの環境づくりに努めてまいります。

次に、3点目の望ましい教育環境は統合によって図れるのかについてのご質問にお答えします。

望ましい教育環境に、絶対的な正解や完成形があるわけではないと考えております。何が子供たちにとって最善かということは、社会情勢や地域の未来を担う子供たちの状況に応じて常に変化し続けるものであり、現時点で唯一の正解を提示することは誰にもできないものと認識しております。

現在、町が取り組んでおります小中学校・保育園規模適正化推進会議は、職員による内部組織でございますが、統合ありきで、ここで全てを決めてしまうという性質のものではありません。この会議では、教育委員会からの提言をもとに、小中学校のみならず保育園の状況も含め、町の将来を担う子供たちにとって、将来の教育環境の選択肢を整理するための作業を行っております。少子化という現実が加速する中で、将来にわたり教育の質をどう維持し、どのような環境を提供することが子供たちにとって、よりよいと言えるのか、現時点での課題を客観的に整理し、存続を含めた複数の選択肢をシミュレーションするための、いわばたたき台をつくることが目的であります。内部で整理された検討案につきましては、今後、その根拠を保護者や地域の皆様に示してまいります。そこで頂戴する様々なご意見や懸念を真摯に受け止め、当初の案を修正することや、時には別の選択肢を模索することも十分にあり得ることであると考えております。

次に、4点目の小中一貫校をどう検討しているのかについてのご質問にお答えします。

一般的に小中一貫教育には、9年間を一貫したカリキュラムでつなぐことで、小学校から中学校へ進む際に子供たちが不安を感じやすい中1ギャップという現象を解消し、発達

段階に応じた柔軟な指導ができるという大きなメリットがございます。一方で、中学校入学を機に「環境をリセットし、心機一転してやり直す」という人生の重要な節目が失われることで、人間関係の課題が固定化・長期化しやすいという精神的な影響懸念や、根本から異なる2つの組織を一体運用することによる教職員の確保・配置や管理体制の複雑化といったデメリットも指摘されており、制度には一長一短がございます。

本町におきましても、これらの制度の特性は認識しており、これからの教育環境を考える上での重要な視点の1つであると捉えております。しかしながら、私たちは、現在、統合ありきで話を進めているのではなく、保育園を含めた将来の教育環境の選択肢を整理する作業を進めている段階にありますので、現時点で、本町としましては、小中一貫教育については『小中学校・保育園規模適正化推進』にあたっての、検討項目の1つと考えております。

次の、5点目以降のご質問については、町長からお答えいたします。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、次の5点目でございますが、老朽化対応に、「改築」「長寿命化改良」「学校統廃合を伴う新築」のいずれを選択するのか、財源の検討はどう行っているのかというご質問に、お答えをさせていただきます。

学校施設の老朽化対応につきましては、様々な手法はございますが、現時点で、学校規模適正配置の基本的な方針が決まっていない中で、改修や新築といった、どの手法を選択するのかということについても、当然、決定はしておりません。

いずれにいたしましても財源の有利・不利、こういったことを理由に、この規模の適正化、あるいは統廃合、こういう手法を決めるのではなく、重要なのは、あくまでも子供たちにとって、最適な教育環境を実現するための手法を選択して、その上で最善の財源を検討していくということになるかというふうに考えております。

また、現状申し上げますと、現在の各学校、小中学校全てでございますけれども、全て耐震補強もできておりますし、維持管理に必要な改修というものは、毎年度、実施をいたしております。これを踏まえまして、今後5年とか、10年とかという短期間に、老朽化を原因として、建替えの必要が生じる可能性は低いのではないかというふうに考えております。

次に、6点目の学校統合は人口減少・少子化に拍車がかかるのではないかとというご質問に、お答えをさせていただきます。

佐用町が、これまで取り組んでまいりました子育て支援の数々は、子供たちが、この町で健やかに育って、将来を担う人材となってほしいという願いを込めた、どれも大切な施策でございます。

学校がなくなることが人口減少に拍車をかけるのではないかとという懸念に対しても、そのリスクというのは、当然、あるわけでございますが、それは決して軽視しているわけではございません。これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性を十分勘案しつつ、地域コミュニティの維持と教育環境の充実という、この2つのバランスを取っていくことが、佐用町の将来を左右する重要な課題であり、適正配置の議論は、何よりも子供たちの教育環境の充実と維持と、この視点を最優先に据えているところでござい

す。

しかしながら、学校の規模が極端に小さくなった場合には、集団学習の機会が損なわれて、子供たちの社会性や学びに影響が出るという可能性も、これはございます。行政的な支援制度が充実していても、肝心の子供たちの学びの環境が不十分であってはならないというふうに考えております。手厚い子育て支援制度と質の高い教育環境というものは、何も相反するものではなく、この両輪をしっかりと回し続けていくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 金谷英志議員。

11 番（金谷英志君） 初めに、教育長の答弁にあったように、今回のアンケートを取られて、それが、文科省の出している手引きに基づいて、まあ、そのとおり、そういうふうにされたんだと思います。

その背景についても、その一般的な文科省の手引きから取ったということであるんですが、まあ、それについては、手引きについては、冒頭に、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと、初めに、こういうことを書いているんですね。その、ある程度規模が必要だというふうに、手引きには書いて、それに沿った、今回のアンケートだったというふうにも思います。

それから、その手引きの中では、小規模校のメリット、デメリットを併記するのではなく、デメリットのみを集中的に前半第 1 章に書いているんですね。統合的な厳格な学級数を基準について展開し、ようやく後半の第 4 章で小規模校を存続させる場合の教育の充実で、学校統合を選択しない場合、4 つのケースを示している。

これ手引き自体が、その統合を目指しているような、こういうふうなスタンスなんですね。そういうことも、ちょっと、指摘してありますけれども。

それから、この 4 つの、先ほど統合しない 4 つのケースを挙げましたけども、4 番目に挙げているのは、これ佐用町が当てはまると思うんですけども、学校地域コミュニティの存続や中核的な施設と位置づけ、地域を挙げて、その充実を図ることを希望する場合、この統合をしない場合のことを、4 つ目のケースとして挙げている。まさに、これは佐用町に当てはまる部分だと思うんですけども、そういうことも含めて、その手引きには書いてあります。

それで、この背景について、教育長は、一般的な手引きに基づいてということですけど、教育長、これまで学校現場に長くおられて、現場から、この背景のある、統合についての背景にある、その少子化の急速な進行、これは少なくなったからということなんですけれども、少なくなったから、先ほど、町長の言われた、教育長も言われている佐用町のおける子供のための教育ということについては、少なくなったから、なぜ、それが統合になるんでしょうか。

その教育長が現場におられて、その考えとして、どういうふうにお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）

大森教育長。

教育長（大森一繁君）

ええっとですね、佐用町に長くして暮らしていて、中学校に勤めていたんですけども、今、一昨年まで勤めている中で、そこまで危機感を感じることもなかったんですが、やはり、佐用中であっても、単学級のクラスになってきました。佐用中以外のところでは、1学年が1桁の人数になるような学校も出てきました。

そういった中で、合唱でありますとか、体育でありますとか、そういったものを、体育祭をしても、全校生が30数人で体育祭の種目が、なかなか生徒が出ずっぱりで、いろんな種目もできないというようなことを耳にもしてきました。そういった中で、やはり、中学校が長かったんですけども、同級生が一定の人数がいて、お互いに切磋琢磨して、競い合い、助け合い、そういった環境がほしいなという思いは持っていました。

ですので、何人以上じゃないといけないとか、何人いないと駄目だとかいうことはありませんけども、やはり20人、30人の生徒が教室にいて、いろいろと刺激し合える、そういった環境がいいなというふうに、個人的には思って、今まで、教師生活を送ってきました。

それで、去年、教育長に就任して、令和7年度の出生数というのを、6年でしたっけ、前の年か、ああ、7年度の出生数が30数人ということを知ったわけですけども、町民でありながら、そこまで出生数が少なくなっているという事実も、恥ずかしながら、よく認識しておりました。

これから先、これが続いていくようであれば、ますます学校現場の児童生徒数が少なくなっていく、そういったことを将来のことも考えましても、やはり一定の人数の中で子供たちが学ぶ環境がいいのではないかなというふうに感じているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）

はい、金谷英志議員。

11番（金谷英志君）

小規模校がいいのか、ある程度の規模があるのがいいのか。この間、その文科省でも35人、今まで40人でしたけど、35人学級に、もう全国でなっていることの中で、議論の中で、どれぐらいがいいんだろうかということで、1つの見解ですけど、15人から20人というふうな回答もされた研究者の方もおられるようですね。

それから、コロナ禍の時に、学校に来られないいう場合に、その時にも、コロナの時にも、そういう小規模のところで議論された時にも、その20人から15人、そういうふうな、ある程度目安が、そういうふうに出されたんですけど、今回、佐用町には、それ以下の過少規模ですから、それには、それ以下の過少規模になりますから、この議論も、ちょっと当てはまらないということもあるんですけども、この4期の佐用町教育振興基本計画の中で、今回4期については、学校・家庭・地域が連携、協働して、相互に育ち合いながら、これまで県や町が大切にしてきた「絆」を深めて、子どもたちの成長を支え、誰一人取り残されないよう、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境を構築していくことも重要である。

先ほど、教育長の言われたこと重なると思うんです。こういう立場で、教育行政をやっていられるというふうな、基本計画にもありますから、これを踏まえて、小規模校でもいいか、適正化については考えていくべきだと思うんですけども、その基本計画の中で、連携教育の推進というのが挙げられてますね。18ページにあるんですけども、将来の学校規模適正化を見据えながら、佐用町の現状に見合う形の小中連携、小小連携、中中連携、

地域との連携について、5か年計画で実施していくということですから、いうふうになっていますから、そういうふうな、1つにまとめるということも出ているようですけれども、その中で、連携してやるということも、その基本計画の中にもありますから、こういうことも、今後、考えていけたらなというふうに思うんですけれども。

それから、先ほど言いました小中連携は、児童生徒にとっては、小中連携では、中学校の様子や先生を知る機会が増えれば、中学入学への不安解消につながるとか、小小連携では、教職員の中では、教職員が協働して授業や部活、学校行事を行うことで、指導力の向上につながる。

それから、学校と地域の関係では、地域のかかわりが増すことで、地域住民の学校理解が深まり、協働体制を強化すると、こういうふうな地域と、小学校同士、それから小中学校の連携の中で、そういうような、先ほど言いました目的に沿った教育行政を進めていくというふうに計画がありますから、こういうふうな中でも、適正化については、こういう議論もしていただきたいなと思います。

それから、アンケートのまとめというのを、教育委員会から資料としていただいているんですけども、全体的なまとめとして、この間取られたたアンケートですね、その考える会の中のアンケートのまとめで、小中学校を通じて基礎的な学力の確実な定着、安全で安心して学校生活を送ることができる環境、児童生徒の健全な育成を考える支援体制の充実が最も重要な事項として、多く挙げられている。まあ、そうだと思います。

ですから、こういうふうな、基礎的な学力の確実な定着ということは、小規模校でもできるし、統合してもできるし、そういうことですから、保護者の方なり、全体、子供も含めて、保護者や地域の方のアンケートのまとめが、これですから、ですから、そのアンケートを通じて、まとめについては、児童生徒の減少への対応については、小中学校ともに統合再編を検討すべき時期に来ていると回答が最も…、これはね、多分、アンケートの中で、その文科省の、それに沿ったようなアンケートの取り方だったと、私は思うんですね。意図的だったとも言いませんけれども、そういうふうな、誘導するようなアンケートがあったというふうには、（聴取不能）僕は思っているんですけれども、一方で、現行のままでよいとする意見も一定数存在しており、統合そのものを目的とするのではなく、教育の質がどのように確保されるかという点を重視して、判断しているものと考えられる。

教育委員会自体が、こういうふうなアンケートのまとめを挙げておられます。

こういう、今後、議論する上では、この視点は、僕、大切だと思います。

それと、この議論する上で、文化省の諮問機関が、「令和の日本型学校教育」を推進する学校適正規模・適正配置のあり方に関する調査研究協力者会議というのがあるんですね。ご存知ですか。

あっ、いいです。はい。

あるんですが、それは、今年の令和8年、今年ですね、今年の3月に、そのまとめ、案ですけど出しているんですね。

ですから、規模適正化の議論を進める上で、一番最初に挙げているのが、学校は児童生徒を育む教育の場であることを検討の大前提とし、児童生徒の学びの環境の改善を検討の中心の視点としなければならない。これは、先ほど、町長も教育長も言われた、こういう視点ですね。

学校の適正規模・適正配置の議論に当たっては、多様な主体と協力し多角的な観点から検討を行う必要があるが、その際、議論の視点の中心が児童生徒の学びの環境の改善であることを常に忘れてはならない。学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、地域の実態が多様であることを踏まえ、各地方公共団体において主体的な判断を行う必要がある。まあ、町、主体的にやれということですね。

各地域における地理的状況、生活圏の分布、学校と地域社会との関係や協力の在り方、歴史的背景などは千差万別であり、一つとして同じものはない。各地域の置かれた状況に立脚した具体的な検討が必要である。こういうふうになっているんですね。初め、教育長言われたように、たたき台みたいなもので、今から議論をしていくんだということですけど、これからの議論は、こういう立場でやっていかれますかね。

〔教育長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

教育長（大森一繁君） まず、ご質問の答えに、うまく答えれるかどうか分かりませんが、まず、初めに、旧4町に、小学校が1つ、中学校が1つの状態であります。そして、令和7年度からコミュニティスクールというものが始まりまして、今、小学校、中学校の連携教育が佐用町でも、年々充実してっております。小学校と中学校の教員の交流。出前授業。それから、三日月小中学校では合同の運動会等、今も各4地域に差はありますけども、どの地域も小中連携をして、小学校1年生から中学3年生まで9年間を通して、全体で見えていこうという機運は高まっていて、それが充実しているのは確かであります。

ですから、それらを否定して、すぐに統合すべきという考えはございません。

特に、今やってる連携教育というのは、地域の方を巻き込んで、地域と一緒に学校、子供たちを育てていくという大切な活動ですので、それを充実させていくのは当然のことだと考えております。

そういった中で、今はICTも発達してますので、少人数であっても、そういったものを使って、学びの充実というものは図れるとは、私も考えております。そういった中でも、将来の佐用町の子供たちの人数の推移でありますとか、また、学び、やはり、先ほど言いましたけども、やっぱり、多様な価値観に触れるのが重要であるというふうに、多くの方から意見をいただければ、そういった方向にも舵を切っていくべきだと思いますし、今、既に、この形であるべきだということではなくて、いろんな意見を聞いて、しっかりと町としても考えていくという立場は持っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 金谷英志議員。

11番（金谷英志君） その合意形成する上で、先ほどの「令和の日本型学校教育」を推進する学校適正規模・適正配置のあり方に関する調査研究協力者会議ですけれども、合意形成について、基本的な考え方として、学校の適正規模・適正配置に関する合意形成に当たっては、関係者との信頼関係を築きながら過程を大切にしたい、過程というのは、家の家庭じゃなくて、過ぎる過程ね。過程を大切にしたい対話や議論が必要である。単に情報提供を行う場を設けたり、学校の統廃合の是非を問うたりといったことだけではなく、地域の実態に即して保護者・当事者である児童生徒・教職員・地域住民などといった関係者が「学校とは何か」「子供にどう育ってほしいか」「これからの地域の在り方がどうなってほしいか」「この地域ではどんな教育を大切にしていきたいか」といった視点で議論を行い、これからの学校の在り方・地域の在り方を全ての関係者が我が事として自ら主体的に考えられる過程の工夫が重要である。こういうふうに、僕、まさにそのとおりだと思います。

どうですか、教育長。

〔教育長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

教育長（大森一繁君） まさしく、そのとおりだと思いますし、それを、一つ一つを佐用町に当てはめて、今、言われたことが、当然、全て大事ではありますし、大切にしていきたいと思います。ところが、100%、絶対それを確実にというのは、なかなか難しいものだというふうに思っております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 金谷英志議員。

11 番（金谷英志君） その場合の関係者への情報提供に当たっても、この会議の中では述べているんですね。

情報提供にあたっては、まず、どのような関係者に、どのように周知広報を行い、どのように参画を得るのかの検討が必要である。保護者・当事者である児童生徒・教職員・地域住民などが関係者の例として考えられるが、若い世代の関わりを確保するなど対話・議論に多様な年齢層の関係者が参画できるような工夫が重要となる。

それから、行政側と住民側の情報量が対等でないことへの留意も必要となる。つまり、行政側が前提として認識している情報が住民側にとっては所与のものでないことは当然あり得るといった認識の上で情報提供を行わなければ、対話・議論が成立しない、こういうことも、情報提供に当たっては、留意してくださいということですね。

それから、首長部局、まあ、町長部局との多角的、総合的な連携ということで、首長部局との緊密な連携による検討、総合教育会議での検討等について、記載しているんですね。

学校の適正規模・適正配置の検討においては、対象となった学校の在り方だけでなく、地域の教育の在り方や、公共施設の1つとしての機能・管理も含めた総合的な検討がますます重要となってきている。教育委員会の所掌を越えた取組が必要である。学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては教育委員会が町長部局と多角的に連携し、地域全体の教育やまちづくりの観点から将来構想の中に学校の在り方を位置づけつつ、検討を進めることが重要である。こういうように、町長部局との連携も、その会議の中では、謳っているんですね。

この点については、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） 今、金谷議員がおっしゃったことというのは、当然のことを、おっしゃったと思うんですけども、それ以前に、今、金谷議員も発言でおっしゃった、首長部局というふうにおっしゃいました。そういう議論が想定されているのは、例えば、兵庫県内で言えば、神戸市とか、姫路市さんとか、そういう大きなところは、やはり教育委員会の成り立ちというのは、多分、戦後、いわゆる教育の部分の独立させないといけないという、そういうところから始まっているので、町長の権限が及ばないようなところが設け

られて、教育委員会というのが成り立っているんだろうと思うんですけども、確かに、そういう大きい大都市とかは、そういうきらいはあるのかもしれませんが、佐用町においては、まあ、教育委員会と町、同じ役所の中におり、普段から連携して、同じことに当たっておりますので、総合教育会議とかでも、常に連携しておりますし、そういう会議を設けなくても、普段から、もう情報交換もしていますし、何かこう、考えに違いがあるわけでもございませんので、ここは、ご心配いただくなくても、これまでもそうですし、当然、これからも、そのような連携と言うのは、やっていくつもりであります。はい、以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、金谷英志議員。

11 番（金谷英志君） そうですね、もう当然の立場というか、そうだと思います。

それから、今度、職員の育成、この会議の中では、小規模校として存続する場合についても述べているんですけども、その中で、小規模校として残った場合、教職員の育成として、教職員の採用や研修、校務分掌といった人事や体制についても留意が必要である。小規模校では配置されている教職員が少ないことから、組織がいわゆる鍋蓋型になりやすく、ミドルリーダーとしての役割を果たすはずの教職員がその役割を果たす機会や経験を得づらいとの課題がある。そのため、管理職は意識的にミドル層の教職員がリーダーとしての役割を果たす機会を設けることが重要であるというふうな、こんな、小規模校だったら、いろいろデメリット、メリット、教職員についても挙げているんですけども、そういうふうについても、対応について、こういうふうに、その会議の中では述べているんですけども、これについては、教育長、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

教育長（大森一繁君） 先ほども言いましたけれども、中学校で言いますと、佐用中学校には、各教科2人ずつ、国社数理英は2人の者がおりますが、残りの3中学校では、各教科1人です。極端に言いますと、大学を出て初任で学校に就職しました。いきなり、1年生、2年生、3年生の国語の授業をするというような状態であります。

私、個人的には、若いとき大きな学校に勤めましたので、同じ学校に同じ教科の先生が何人もいて、そこから、いろいろとアドバイスをもらったんですが、今、佐用町の現状としましては、そういったところは、自分で勉強したり、また、あと町内の教科の研修会もありますので、他校の先生に、いろいろとアドバイスをもらってということで、研修を進めています。

それから教育研究所がありまして、研究所の所長を中心に研修を充実させております。夏休み期間中も、8つでしたか講座を設けて、いろんな特別支援でありますとか、いろんな教科でありますとか、いろんな講座を持って、職員に研修の場を与えているところです。

ですので、今現在、もう既に、佐用町内は、そういった中で、先生が少ない中で、50人の学校であっても、校務分掌は同じようにありますし、10人の先生でも校務分掌はありますので、1人の先生が、いくつも校務分掌を持って、複数の出張に行かなければいけないとかって、そういった大変な状況がある中で、今、佐用町が、先生たち一人一人が頑張っておりますので、そのへんは、どういう状況であっても、大変かもしれませんが、先生

たちは前向きにやっていっているところです。

あと、ミドルリーダーの件もありましたが、実際に、佐用町内でも、30代、40代の先生が、かなり不足しておりますし、教頭候補者も、なかなか出にくいような状況であります。これにつきましては、これといった方策はないんですけれども、よそから、どんどん佐用町に先生が来てくだされば、ありがたいんですが、なかなか、そういうわけにいきませんが、若いうちから佐用で頑張っていく先生に、佐用のよさを知ってもらいながら、佐用に根づいていってもらえるような先生が育っていけるように、教職員が協力して、協働と、私たちは言ってるんですけれども、1人の先生に任せずに、職員全員で教育に当たりましょうという姿勢で取り組んでいるところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 金谷英志議員。

11 番（金谷英志君） 初めに、教育長が言われたように、まだまだ、議論は緒に就いたばかりで、今からどうするかということを考えるということですから、私の今回の質問も、それを踏まえて、今後の進め方についてが主な質問の趣旨でした。

今回、進めていかれるに当たっては、先ほど言いましたように、「令和の日本型学校教育」を推進する学校適正規模・適正配置のあり方に関する調査研究協力者会議、いろいろ、これ、文科省の関係の会議ですから、いろいろ国のほうの政策も関係しますし、そういうことも踏まえた上での、その提言ですから、これも踏まえた上で、今後の議論については、進めていていただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

議長（加古原瑞樹君） 金谷英志議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、4名の方の質問が残っておりますが、本日の日程は、これにて終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、これをもって、本日の日程を終了いたします。

次の本会議は、明日6月17日、水曜日、午前10時より再開します。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後03時06分 散会

---